

東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領

(第一版)

平成 30 年 3 月

東 京 都

目 次

I. [総則]	1
1. 基本情報	3
1.1 目的	3
1.2 利用対象者	3
1.3 対象期間	3
1.4 東京 2020 大会期間中に設置される組織	3
1.5 東京 2020 大会における東京都の連携体制イメージ	5
1.6 東京 2020 大会 都内競技会場等一覧	6
II. [治安対策分野]	8
1. 治安対策分野における対処要領の考え方	9
1.1 位置付け	9
1.2 既存計画との関係	10
1.3 想定するリスク(リスクシナリオの検討)	10
1.4 リスクマネジメント	10
2. 危機管理体制	12
2.1 通常時	12
2.2 治安事象発生時	12
3. 東京 2020 大会期間中の治安事象に対する具体的な対応	13
3.1 被害状況等の情報収集	13
3.2 安否情報の収集・提供	14
3.3 現地における連絡・調整	14
3.4 治安維持機関に対する支援の実施	14
3.5 関係機関との連携	16
III. [サイバーセキュリティ分野]	18
1. サイバーセキュリティ分野における対処要領の考え方	19
1.1 位置付け	19
1.2 想定するリスク(リスクシナリオの検討)	19
1.3 我が国の取組状況	21
2. サイバーセキュリティインシデント対応体制	23
2.1 現行のインシデント対応体制	23
2.2 東京 2020 大会期間中のインシデント対応体制	25
3. 東京 2020 大会期間中の対応(通常時)	27
3.1 サイバーセキュリティ監視	27
3.2 情報伝達・共有	27
4. 東京 2020 大会期間中の対応(インシデント発生時)	28
4.1 サイバーセキュリティインシデント対応	28
IV. [災害対策分野]	31
1. 災害対策分野における対処要領の考え方	32
1.1 位置付け	32

1.2 想定するリスク(リスクシナリオの検討)	32
2. 災害対策本部体制	33
3. 東京 2020 大会期間中の対応	34
3.1 初動体制の構築	34
3.2 72 時間に想定される応急対策	37
3.3 タイムライン	41
V. [感染症対策分野]	51
1. 感染症対策分野における対処要領の考え方	52
1.1 位置付け	52
1.2 危機的事態の定義	53
1.3 危機的事態の判断基準	54
2. 危機管理体制	56
2.1 感染症対策における各組織の役割	56
2.2 東京 2020 大会期間中に設置される組織等	57
2.3 通常時の体制	58
2.4 危機的事態発生時の対応体制	58
3. 東京 2020 大会に向けた取組	60
3.1 東京 2020 大会開催に伴うリスク	60
3.2 課題整理の考え方	60
3.3 危機的事態回避のための課題と対応策 (リスクマネジメント)	63
3.4 危機発生時の対処に係る課題と対応策 (クライシスマネジメント)	68

I. [総則]

東京都は、開催都市として、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）に世界から訪れるアスリートや大会関係者、観客の安全・安心を確保していかなければならない。

また、東京 2020 大会期間中であっても、都民の生命・健康の確保、都民生活と社会機能の維持に万全を期すとともに、安定的な東京 2020 大会運営を脅かす事案への適切な対応が求められる。

そのためには、東京都が定める現行の体制・計画を最大限に活用しながら対応することになるが、一方で、大会期間中は国内外からの多くの観客が競技会場等に集中することが想定されることから、現行の取組の充実・強化や外国人対応などの新たな取組が必要となる。

そのため、東京都は、東京 2020 大会時に想定される様々なリスクを抽出し、各種事態を想定した「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対応要領」（以下「本対応要領」という。）を策定した。

本対応要領では、治安対策、サイバーセキュリティ、災害対策及び感染症対策の四つの視点から、現行の体制・計画に加え、充実・強化する取組や新たに必要となる取組についての対応方針、活動の主体・内容、国、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「東京 2020 組織委員会」という。）等関係機関との連携について定めることとする。

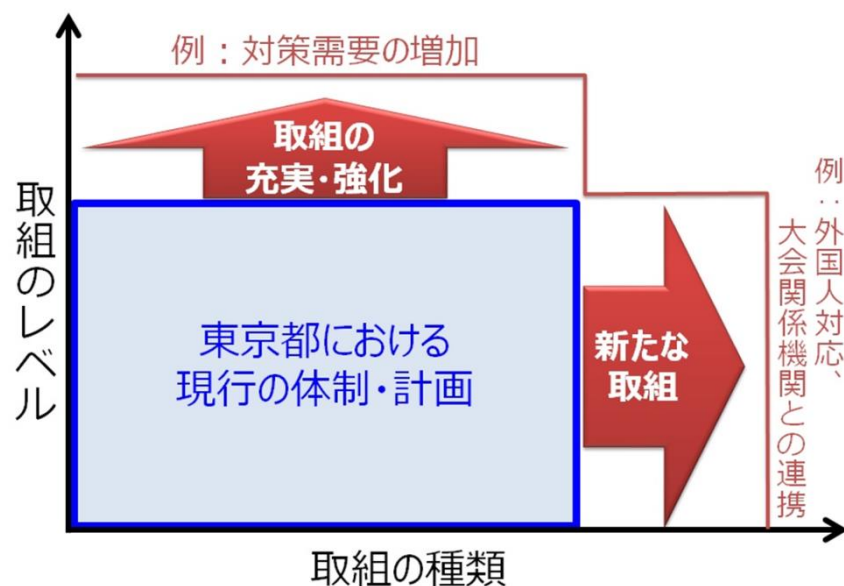


図 現行計画との関係

本対応要領については、今後も事案発生時における都市オペレーションセンター（仮称）（以下「都市オペレーションセンター」という。）の役割や機能も踏まえ、また、訓練等を通じて判明した新たなリスクにも対応できるよう東京 2020 大会まで継続的に検証・見直しを図っていく。

1. 基本情報

1.1 目的

東京 2020 大会期間中における、アスリートや大会関係者、観客、都民の安心・安全の確保、都民生活と社会機能の維持並びに安定的な東京 2020 大会運営を脅かす事案への速やかな対応及び被害軽減を目的とする。

1.2 利用対象者

治安対策、サイバーセキュリティ、災害対策及び感染症対策の各分野に主体的に係わる都職員等

1.3 対象期間

本対処要領の対象期間は、東京 2020 大会期間中とする。

なお、東京 2020 大会期間中とは東京 2020 オリンピック競技大会の開会式の1か月前から東京 2020 パラリンピック競技大会の閉会式後終了後数日間とする。

また、東京 2020 大会期間中のうち、オリンピック競技大会の開会式1か月前から開会式前日までを大会準備期間とする。



1.4 東京 2020 大会期間中に設置される組織

既存の組織体制に加えて東京 2020 大会期間中に設置される組織は以下のとおりである。

なお、各分野での対応において新たに設置される組織については、各分野に記載する。

(1) 東京都

① 都市オペレーションセンター(COC)(仮称)

東京都は、大会における都市運営として、円滑な大会運営の支援と東京 2020 大会による都民生活への影響軽減に取り組む。

このため、都市運営に関わる多様な組織間での連絡調整の中心的な役割を果たすとともに、都市ボランティアの配置調整や事故対応等、競技会場周辺における取組を実施する以下の機能を持つ

部門を設置する。

- **大会運営に係る総合的な連絡調整**

東京 2020 大会時、組織委員会と緊密な連携体制を構築し、大会運営に係る情報を随時集約するとともに、都庁内及び関係機関に迅速に共有するなど連絡調整を実施する。

また、都市機能を支える関係機関と連携し、各機関が日頃から保有する都内の都市機能に係る情報について一元的な集約を行った上で異常が無いか確認する。そして、大会運営に影響を及ぼし得る状況が発生した場合は、関係機関と連携して迅速に対応を行い、大会運営への影響の軽減を図る。

- **競技会場周辺における対応**

競技会場周辺において都市ボランティアの配置調整等の取組を実施する。

また、観客の大規模な滞留、怪我人・急病人の発生や事故等の事態が発生した場合、各局、東京 2020 組織委員会及び関係機関と連携して迅速に対応を行う。

- ② **輸送センター**

輸送センターは、東京 2020 大会関係者や観客等の輸送の円滑な実施や、大会輸送の情報を発信して広く理解を得ることを目的に、東京都、東京 2020 組織委員会、交通事業者等により構成される。

輸送センターの構成と役割は以下のとおりである。

- **都市交通 TDM（交通需要マネジメント）部門**

都市交通全体の把握・管理や交通需要の予測等を行い、都民・観客へ情報提供や平準化の呼びかけ等を行う。

- **大会輸送管理部門**

大会関係者輸送及び観客輸送全体の把握・管理を行う。

- **インフラ運行等管理部門**

交通事業者等の指令・管制と、道路交通や公共交通機関の運行状況等について情報共有・連絡調整を行う。

(2) **東京 2020 組織委員会**

- ① **メインオペレーションセンター(MOC)**

東京 2020 組織委員会の各運営部門であるファンクショナルエリア（以下「FA」という。）の代表者で構成され、大会運営のハブとなる組織

各 FA・競技会場等からの情報集約や外部機関との連絡調整、大会運営に広範囲な影響を及ぼす問題についての調整・支援を行う。

- ② **ファンクショナルコーディネーションセンター(FCC)**

各 FA が立ち上げる運営本部。それぞれの担当業務を行うほか、MOC のサポートを行う。

③ 会場チーム

各競技会場に設置され、競技会場運営を行う組織

各競技会場運営の責任者であるベニューゼネラルマネージャー(VGM)及び、競技会場等で各FAを所管するベニューファンクショナルマネージャー(VFM)から構成される。

(3) 国

① セキュリティ調整センター（仮称）

東京 2020 大会期間中、内閣官房に設置される組織

関係機関間の必要な活動調整及び情報共有を推進する。重大事案発生時は官邸対策室等による対処に移行

② セキュリティ情報センター

平成 29 年 7 月 24 日から東京 2020 大会終了までの間、警察庁に設置される組織

東京 2020 大会の安全に関する情報を集約し、東京 2020 大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い、関係機関に対し必要な情報を随時提供するとともに、外国治安情報機関等との緊密な連携を図る。

③ サイバーセキュリティ対処調整センター（政府オリンピック・パラリンピック CSIRT）

内閣官房により設置される組織

東京 2020 大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の共有等を担う（平成 30 年度末を目途に設置予定）。

1.5 東京 2020 大会における東京都の連携体制イメージ

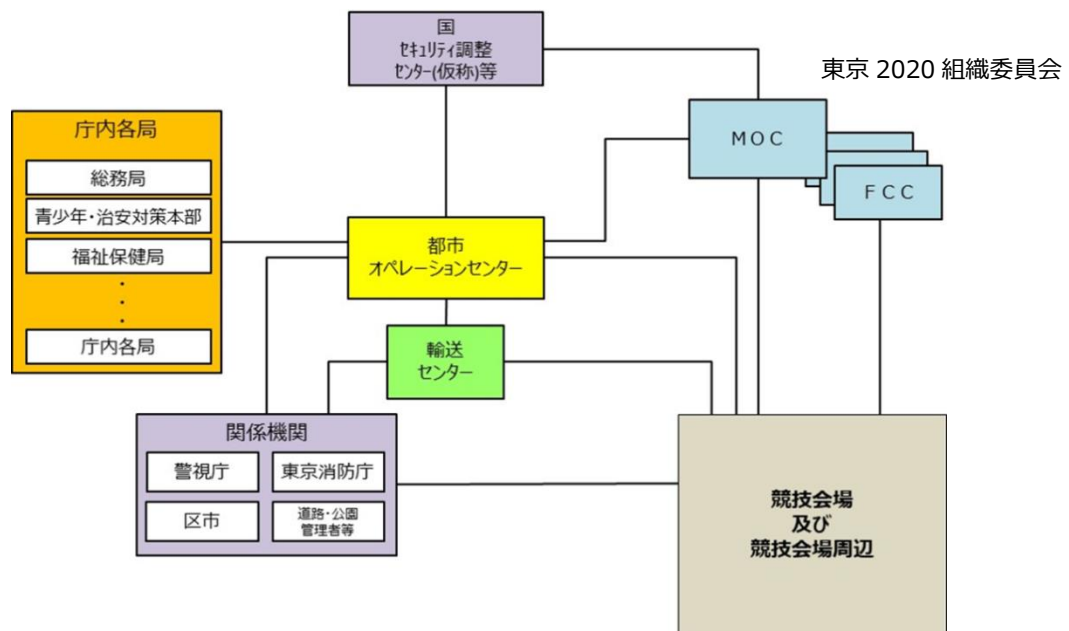


図 東京 2020 大会における東京都の連携体制（イメージ）¹

¹ 本図は東京都の連携体制を中心に示したものであり、東京 2020 大会時における全ての連携を示したものではない。

1.6 東京 2020 大会 都内競技会場等一覧

東京 2020 大会 都内競技会場等一覧(オリンピック)

	会 場 名	競 技 種 目	所在自治体
1	新国立競技場(オリンピックスタジアム)	開閉会式、陸上競技、サッカー	新宿区
2	東京体育館	卓球	渋谷区
3	国立代々木競技場	ハンドボール	渋谷区
4	日本武道館	柔道、空手	千代田区
5	東京国際フォーラム	ウエイトリフティング	千代田区
6	国技館	ボクシング	墨田区
7	有明アリーナ	バレーボール(バレーボール)	江東区
8	有明体操競技場	体操	江東区
9	有明 BMX コース	自転車競技(BMX フリースタイル、BMX レーシング)、スケートボード	江東区
10	有明テニスの森	テニス	江東区
11	お台場海浜公園	水泳(マラソンスイミング)、トライアスロン	港区
12	潮風公園	バレーボール(ビーチバレーボール)	品川区
13	青海アーバンスポーツ会場	スポーツクライミング、バスケットボール(3×3)	江東区
14	大井ホッケー競技場	ホッケー	品川・大田区
15	海の森クロスカントリーコース	馬術(総合馬術(クロスカントリー))	—
16	海の森水上競技場	カヌー(スプリント)、ボート	—
17	カヌー・スラローム会場	カヌー(スラローム)	江戸川区
18	アーチェリー会場(夢の島公園)	アーチェリー	江東区
19	オリンピックアクアティクスセンター	水泳(競泳、飛込、シンクロナイズドスイミング)	江東区
20	東京辰巳国際水泳場	水泳(水球)	江東区
21	馬事公苑	馬術(馬場馬術、総合馬術(クロスカントリーを除く)、障害馬術)	世田谷区
22	武蔵野の森総合スポーツプラザ	バトミントン、近代五種(フェンシング、ランキングラウンド(エペ))	調布市
23	東京スタジアム	サッカー、ラグビー、近代五種(水泳、フェンシング、ボートスラウンド(エペ)、馬術、レーザーラン)	調布市
24	調整中	自転車競技(ロード)	—
他	選手村		中央区
他	東京ビッグサイト	国際放送センター(IBC) メインプレスセンター(MPC)	江東区

東京 2020 大会 都内競技会場一覧(パラリンピック)

	会 場 名	競 技 種 目	所在自治体
1	新国立競技場(オリンピックスタジアム)	開閉会式、パラ陸上競技	新宿区
2	東京体育館	卓球	渋谷区
3	国立代々木競技場	バドミントン、ウィルチェアーラグビー	渋谷区
4	日本武道館	柔道	千代田区
5	東京国際フォーラム	パラパワーリフティング	千代田区
6	有明アリーナ	車いすバスケットボール	江東区
7	有明体操競技場	ボッチャ	江東区
8	有明テニスの森	車いすテニス	江東区
9	お台場海浜公園	トライアスロン	港区
10	青海アーバンスポーツ会場	5人制サッカー	江東区
11	海の森水上競技場	カヌー、ボート	—
12	アーチェリー会場(夢の島公園)	アーチェリー	江東区
13	オリンピックアクアティクスセンター	パラ水泳	江東区
14	馬事公苑	馬術	世田谷区
15	武蔵野の森総合スポーツプラザ	車いすバスケットボール	調布市
他	選手村		中央区
他	東京ビッグサイト	国際放送センター(IBC) メインプレスセンター(MPC)	江東区

II. [治安対策分野]

1. 治安対策分野における対処要領の考え方

1.1 位置付け

- 本対処要領(治安対策分野)は、東京 2020 大会準備及び開催期間中の治安対策として、警察等治安維持機関(以下「治安維持機関」という。)への迅速かつ適切な支援を実施できるよう、想定される治安事象、危機管理体制の構築、関係機関との連携の在り方について定めるものである。

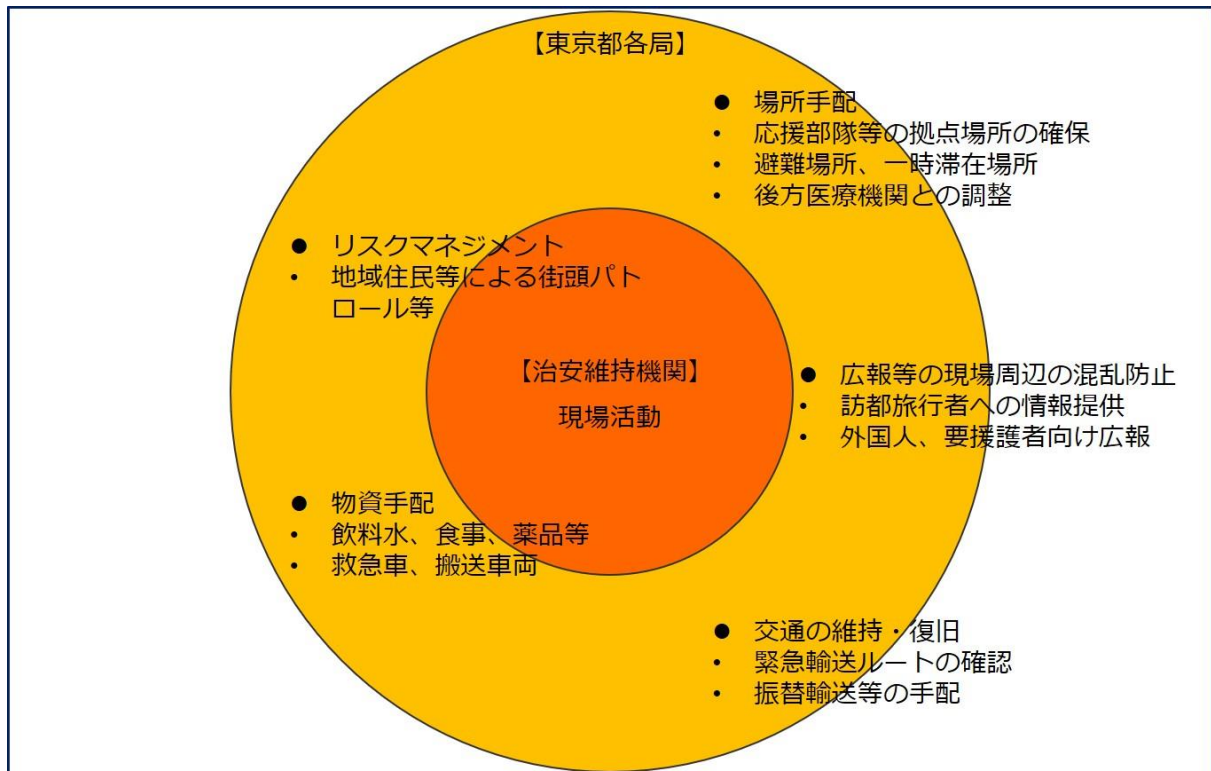


図 治安維持機関を支える外周的部分の活動

1.2 既存計画との関係

- 本対処要領(治安対策分野)では、治安対策に関する既存計画の活用を前提とし、①多数の来日外国人・訪都者への対応、②東京 2020 組織委員会との連携という東京 2020 大会特有の事由への対応について記載されている。
- 来日外国人・訪都者の増加に関連した各種トラブルの増加時等における治安維持機関に対する支援内容等は、本対処要領(治安対策分野)に定める。
- 発生直後は情報が錯綜・混乱しており、正確な情報の入手が極めて困難であるため、発生している治安事象がテロか事故かも含め事案の種別が判別できない可能性が高い。各局は、事案の種別が判別できない場合であっても、保有する各計画、要領、規則等に従い、迅速に対応できるよう情報収集に努める必要がある。

1.3 想定するリスク（リスクシナリオの検討）

- 「東京都東京 2020 大会開催に伴う社会特性や脅威の変化を想定し、人命安全・都政運営・東京 2020 大会継続に悪影響を及ぼす原因事象を抽出・整理した。
- 想定するリスクとしての主な治安事象は、①競技会場(東京 2020 大会関連施設を含む。)・大規模集客施設等に対するテロ(予告を含む。)の発生、②来日外国人・訪都者の増加による犯罪・各種トラブルの増加である。

1.4 リスクマネジメント

(1) 関係機関との連携

【青少年・治安対策本部、警視庁、区市町村】

- 「東京都 安全・安心まちづくり協議会」等を通じて、街頭におけるパトロールをはじめとする「官民一体となった活動」に対する都民の理解と協力を依頼するとともに、治安事象発生時における相互の情報連絡体制等を構築する。
- 東京都及び区市町村の保有する重要施設等に対する不法事案を防止するため、不審者や不審物の発見と通報依頼を組織的に行う。

【各局、区市町村】

- 各局及び区市町村は、民間防犯活動協力団体、企業等との連携体制を構築する。

(2) 官民一体となった防犯・安全見守り活動の推進（構想）

【青少年・治安対策本部、警視庁、区市町村】

- 防犯・安全見守りに関する各種活動を支援するため、専門家を交えた勉強会の開催、街頭パトロールの同行、共同訓練及びキャンペーン等を共催する。

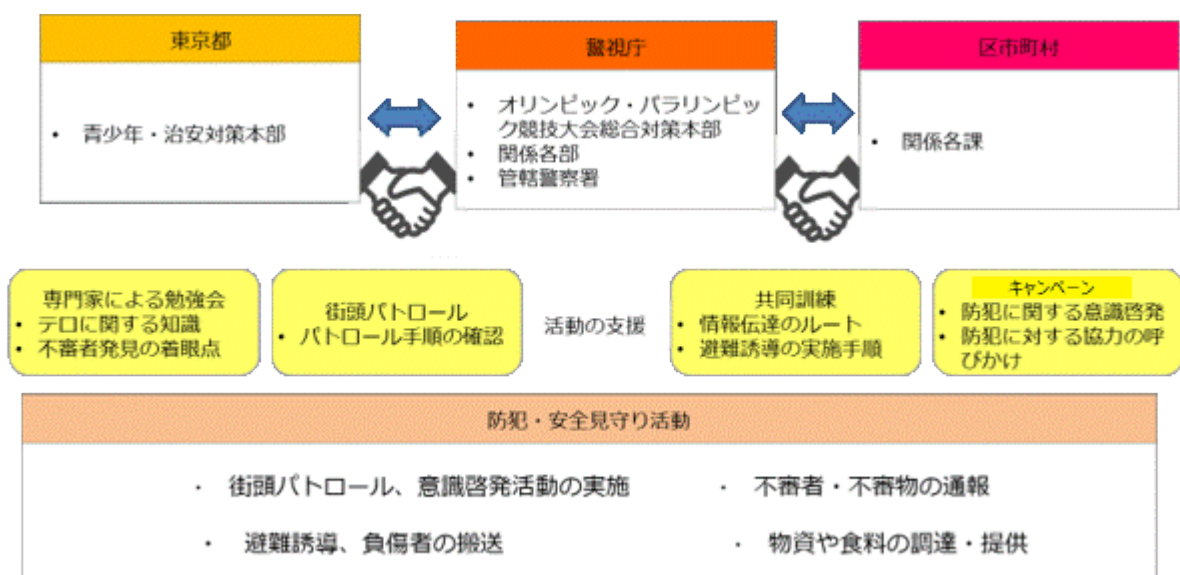


図 関係機関との連携（イメージ）

2. 危機管理体制

2.1 通常時

- 各局は、都市オペレーションセンターに必要な応じて連絡員を配置し、緊密な連携体制を維持する。

2.2 治安事象発生時

(1) 情報共有

- 都市オペレーションセンターは、治安維持機関等から東京 2020 大会開催及び継続に支障をきたす治安事象の発生の連絡を受けた場合又は自ら治安事象を確認した場合は、東京 2020 大会に関する事項について、関係機関・各局と情報共有を行う。
- 各局は、業務の範囲内において治安事象の発生により、東京 2020 大会に影響を及ぼし得る状況を把握した場合は、都市オペレーションセンターに報告する。
- 都市オペレーションセンターは、支援要請の対応中又は事案が収束した場合は、東京 2020 大会に関する事項について、関係機関・各局と情報共有を行う。

(2) 治安維持機関への支援

- 都市オペレーションセンターは、東京 2020 大会に関する事項について、治安維持機関から支援の要請を受けた場合は、関係機関・各局と調整し、連携して対応に当たる。
- 支援の詳細、主体については、次章の「東京 2020 大会期間中の治安事象に対する具体的な対応」で定める。

3. 東京 2020 大会期間中の治安事象に対する具体的な対応

3.1 被害状況等の情報収集

【総務局】

- 発生した治安事象の状況、人的及び物的被害の状況等の被災情報について、必要に応じて収集するため、各種の通信手段等を確保する。
- 「火災・災害等即報」による報告以外にも、治安維持機関が独自に収集した情報を速やかに東京都災害対策本部まで連絡する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 都内被害状況や MOC に集約された大会運営に係る情報等、東京 2020 大会開催・継続の可否等の判断に必要な情報を都市オペレーションセンター経由で収集する。
- 交通インフラの被害状況等について、輸送センターを経由して情報収集を行う。

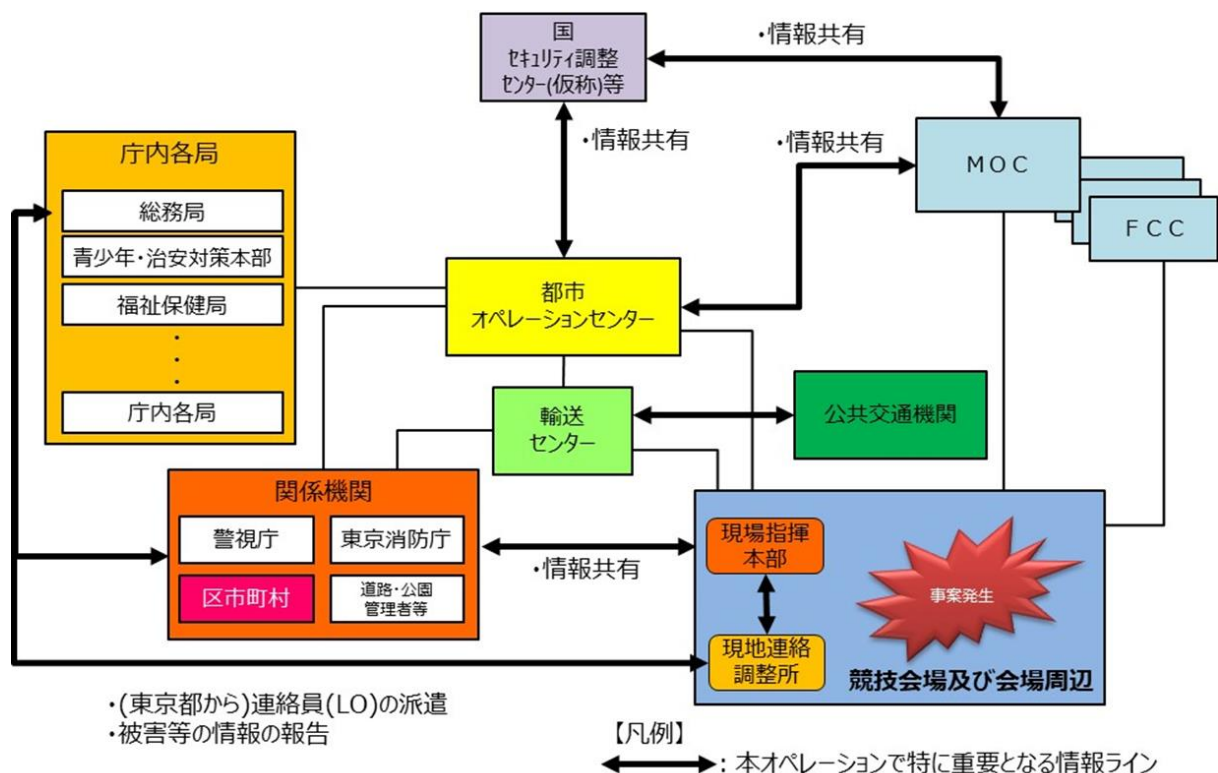


図 東京都における被害状況等の情報収集（イメージ）

3.2 安否情報の収集・提供

【関係局】

- 関係機関と調整し、住民に対する安否情報の対応窓口、電話及び FAX 番号並びに専用メールアドレスについて一元化するよう検討を進めていく。
- 選手等東京 2020 大会関係者に関する安否情報を入手した場合は、都市オペレーションセンターを通じ、東京 2020 組織委員会に対し、速やかな情報提供を行う。

【政策企画局】

- 関係機関が区市町村や民間事業者等を通じて入手した、民間施設等に受け入れられている外国人の情報につき、必要に応じて在京大使館等へ情報提供する。

3.3 現地における連絡・調整

現場指揮の支援体制の確立

【関係局】

- 事案発生現場において活動する治安維持機関等からの要請があった場合は、関係機関の連携を確保・促進するため、必要に応じ、現場指揮の支援体制を確立する。

3.4 治安維持機関に対する支援の実施

(1) 広報活動による現場周辺の混乱防止

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 現場周辺の混乱を防止・抑制するため、東京 2020 組織委員会や国と一元的な広報に関する調整を行う。

【総務局】

- 現場周辺の状況や被害状況について、治安維持機関と調整した上で、必要に応じて広報活動を行う。

【生活文化局】

- SNS 等を用いて情報発信及び情報提供を行う。

【交通局】

- 都営地下鉄の駅等について、設置している運行情報表示装置等のツールを用いて、都営線及び振替輸送の依頼を受けた各社線の運行状況等について、訪都者に情報提供を行う。

【産業労働局】

- 外国人旅行者等が多く訪れる地域に設置している電光掲示板(デジタルサイネージ)等の複数ツールを用い、訪都者に情報提供を行う。

(2) 場所手配等

① 治安維持機関に対する大規模な救出救助のための活動拠点等の調整

【総務局】

- 都外の救出救助機関等へ応援を要請する際は、大規模な救助・救出のための活動拠点についての調整を実施する。

② 都民・訪都者及び来日外国人の避難及び医療等の提供

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 治安維持機関及び東京 2020 組織委員会をはじめとする関係機関等と連携し、観客等の適切な誘導に係る調整を行う。

【各局】

- 現場周辺の住民や訪都者が避難する場所が不足し、治安維持機関又は東京 2020 組織委員会等から都市オペレーションセンターを通じて要請があった場合は、必要に応じ、所管施設について避難する場所の提供に関する調整を行う。
- 現場周辺の住民や訪都者が避難する場所が不足し、現場等から要請があった場合は、必要に応じ、周辺の民間施設・事業者等に対し、避難が必要な訪都者等の受入れについて協力を要請する。

【福祉保健局】

- 救急告示医療機関の収容能力を超える場合又は超えることが予測される場合は、傷病者を受け入れる医療機関の確保等について調整を行う。
- 区市町村からの要請を受け、訪都者等が多数被災していると想定される東京 2020 大会開催エリア周辺や観光地周辺の病院、避難先等への医薬品の供給を行う。

【福祉保健局、病院経営本部】

- 訪都者等の負傷等により、医療需要が高い被災現場等に医療救護班及び東京 DMAT を派遣する。

(3) 物資手配

【各局】

- 訪都者等が多数避難している場所について、長期化するおそれがある場合、気温や降雨などの身体に影響を与える可能性のある気象事象に対して措置が必要と思われる場合、又は治安維持機関や東京 2020 組織委員会等から要請があった場合は、必要な物資を調達・配布(状況により、調達・配布の協力、支援)する。

【水道局】

- 災害時給水ステーションのうち、訪都者等が数多く滞留すると予想される東京 2020 大会エリア周辺の状況に留意した応急給水と、現場周辺の断水状況・復旧状況、水質等の状況把握を実施する。

【下水道局】

- 現場周辺の下水道施設の被害状況調査を実施する。
また、区市町村と連携し、周辺住民や訪都者向けの一時避難所等のトイレ機能の確保に努める。

【総務局】

- その他のライフライン(電力・ガス等)の供給状況や復旧見通し、無線 LAN 回線の機能状況等についての広報を行う場合は、治安維持機関と調整する。

(4) 交通の維持・回復

【交通局】

- 運行を停止した都営交通の復旧予定・対応状況を把握した上で、振替輸送の依頼・周知及び誘導を行う。

【都市整備局】

- 運行を停止した東京臨海高速鉄道の復旧・対応状況を把握した上で、東京臨海高速鉄道が、輸送振替等の移動手段を確保する必要がある場合に輸送センターへ連絡するとともに、被害状況等については都市オペレーションセンターへ連絡すると同時に必要に応じて港湾局等の関係局へも情報提供を行う。

3.5 関係機関との連携

東京 2020 大会期間中の関係機関との連携について、今後、具体化が必要と考えられる東京都の対応を以下に示す。

(1) 東京 2020 組織委員会との連携

- 体制・役割分担・連携ルールに基づき、東京 2020 組織委員会と積極的な情報共有を行う。特に、競技会場周辺での治安事象発生時は緊密な連携を行う。
- 治安事象発生現場における治安維持機関、東京 2020 組織委員会の連携を推進するため、必要に応じて現場指揮の支援体制を確立する。
- 広報体制の一元化に当たり、東京 2020 組織委員会との連携を行う。

(2) 国との連携

- 国・政府機関との連携を促進するため、発生した治安事象に関して、国・政府機関に対して積極的に情報共有を行う。
- 警察庁の「セキュリティ情報センター」、内閣官房の「セキュリティ調整センター(仮称)」、「サイバーセキュリティ対処調整センター」と緊密な情報連絡体制を構築する。

- 発生している治安事象が緊急対処事態に認定される可能性を想定して、首相官邸における緊急対処事態認定の動きについて、積極的に情報収集を行う。

(3) 区市町村との連携

- 一時的な避難先の確保、避難者に対する救援物資の提供について、既存の計画を活用しつつ、区市町村との間に訪都者及び来日外国人の避難誘導の在り方について検討する。
- 治安維持機関の活動拠点・宿泊拠点に必要な場所について、区市町村と連携して確保する。

III. [サイバーセキュリティ分野]

1. サイバーセキュリティ分野における対処要領の考え方

1.1 位置付け

- 本対処要領(サイバーセキュリティ分野)では、東京 2020 大会期間中にサイバーセキュリティインシデントが発生した場合に備えて、開催都市としての対応方針を定めるものである。
- 東京都は、「東京都サイバーセキュリティポリシー」に基づき、全庁的なサイバーセキュリティ対策を推進しており、平成 28 年 4 月には東京都 Computer Security Incident Response Team (以下「東京都 CSIRT」という。)を設置した。
- 東京 2020 大会に備えて、東京都はサイバーセキュリティリスク評価やサイバー演習等の取組を進めるとともに、外部関連団体との連携についても検討を進めてきた。
- 東京 2020 大会期間中においても、東京都におけるサイバーセキュリティインシデントへの対応は、これら現行(既存)の体制・計画を最大限に活用し、東京都 CSIRT 及び各局等の情報化推進担当(以下「局 CSIRT」という。)を中心に実施する。
- したがって本対処要領(サイバーセキュリティ分野)では、現行の体制・計画に加えて東京 2020 大会期間中に求められる事項、特に庁内関連組織及び外部関連団体との連携に焦点を当てる。

1.2 想定するリスク（リスクシナリオの検討）

- 東京 2020 大会開催時の社会特性や脅威の変化を想定し、人命安全・都政運営・大会運営に悪影響を及ぼすリスクシナリオを整理した結果、東京 2020 大会特有のリスクとして、世界中からの注目度の高まりによる(1)東京都を狙うサイバー攻撃の増加、(2)重要インフラの基盤システムを狙うサイバー攻撃発生の 2 つを抽出した。
- 本対処要領(サイバーセキュリティ分野)では、これら 2 つのリスク、それにより発生し得る事象と被害・影響を主な対象として、対応方針を定める。

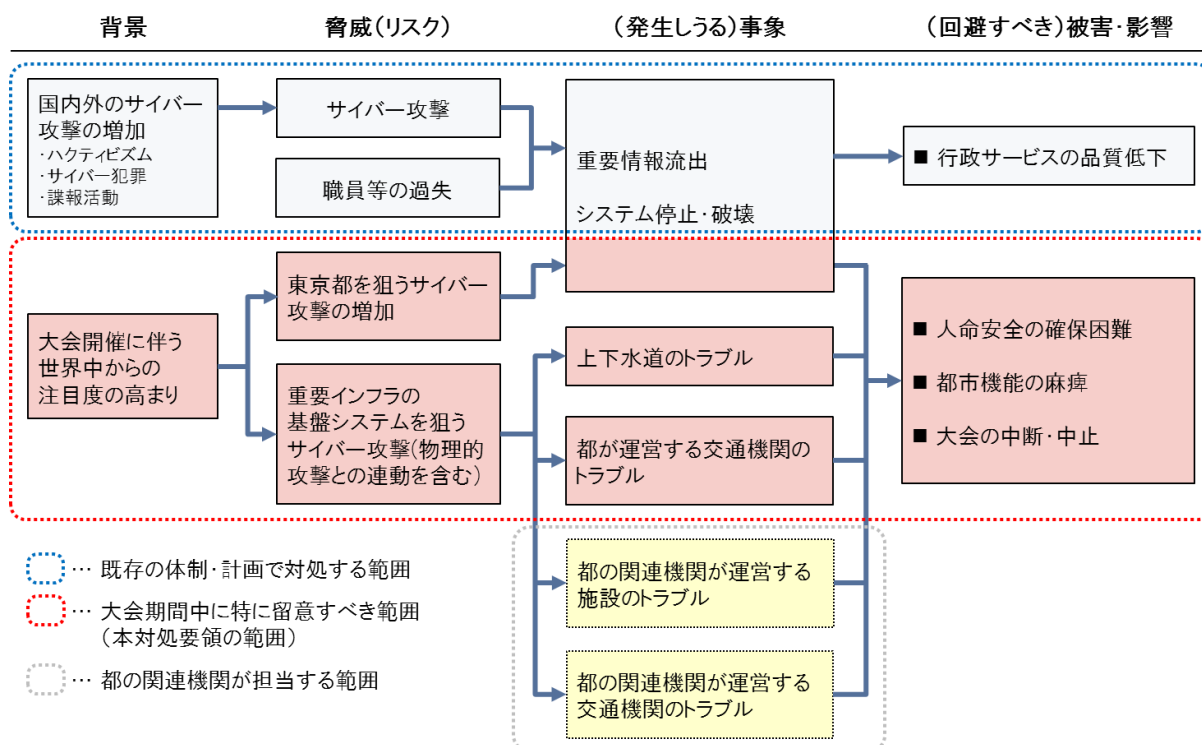


図 東京 2020 大会開催時のリスクシナリオ

(1) 東京都を狙うサイバー攻撃の増加リスク

東京 2020 大会の開催に伴い、大会運営や開催都市に被害・影響を及ぼすことを目的とした DDoS 攻撃²や標的型メール攻撃などのサイバー攻撃が、急激に増加するおそれがある。

過去大会においても、サイバー攻撃の標的となった事例が報道されており、東京 2020 大会に向けて、サイバー攻撃の増加を見据えた準備(対策)が必要である。

<ロンドン 2012 大会を標的にしたサイバー攻撃に関する報道等>

- 大会期間中に 1 億 6 千 5 百万回のサイバーセキュリティインシデントが発生した。
大半はパスワード変更やログイン失敗などのささいなものであったが、テクニカル・オペレーション・センター(TOC)に報告されたサイバーセキュリティインシデントは 97 件、うち最高情報責任者(CIO)にまで報告された大きなサイバーセキュリティインシデントは 6 件であった。
- 開会式当日、オリンピックパークの電源システムへの DoS 攻撃が 40 分間継続した。
また、開会式翌日には、ハクティビストグループが大会運営を支えるインフラシステムに DoS 攻撃を仕掛けようとした。
- 最も深刻な攻撃は、閉会を迎えようとしていた時の秒間 30 万パケットの DDoS 攻撃であった。
攻撃は Firewall によって防がれたが、15 分間継続した。

出所) ロンドン大会 CIO Gary Pennell 氏のインタビュー記事“*How the London Olympics dealt with six major cyber attacks*”

² 複数の攻撃元から攻撃対象となるサーバ等に対してデータの大量送信等により、膨大な処理負荷を発生させ、サービス停止状態に追い込むことを目的とする攻撃。Distributed Denial of Service Attacks

<リオ 2016 大会を標的にしたサイバー攻撃に関する報道等>

- 大会前には、大会開催を批判するプロパガンダ的なツイッターが作られたほか、ブラジル政府の Web サイトが改ざんされた。
- 開会式が始まる前に、大会公式サイト等へ 540Gbps(ピーク時)もの DDoS 攻撃が発生した。さらに、大会期間中には 223 回もの大規模な攻撃が行われた。
- 監視サービスのログによると、大会期間中は通常の平均 7 倍の攻撃があった。
- 開会当初は大会関連 Web サイトを標的とした攻撃が多く確認されたが、徐々に攻撃の対象が周辺の Web サイトへと移行した。

<大会開会後の攻撃対象の遷移>

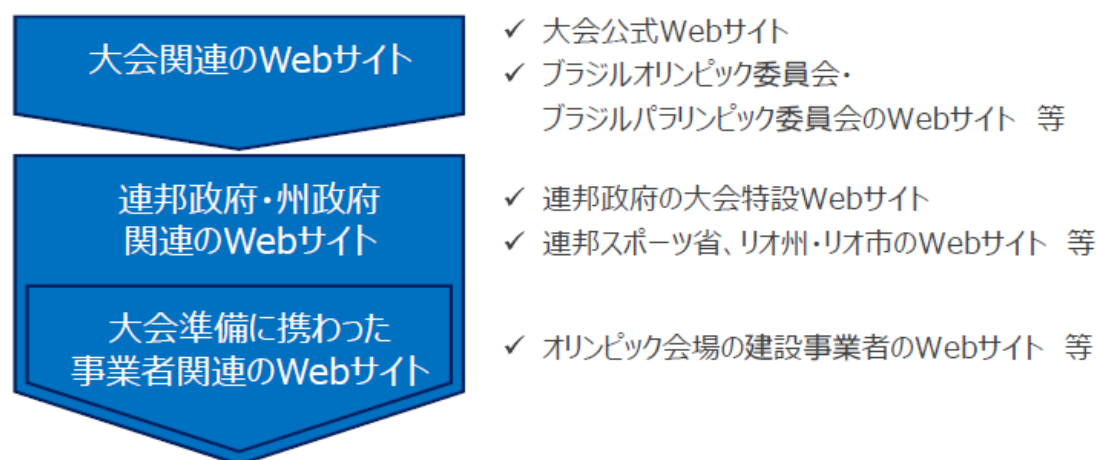


図 リオ 2016 大会における攻撃対象の推移

出所) 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC) サイバーセキュリティ戦略本部第 10 回会合
資料 8「2016 年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会における状況」内の図

(2) 重要インフラの基盤システムを狙うサイバー攻撃発生リスク

諸外国では、電力・ガス・水道・交通・通信・金融等の重要インフラを支える基盤システムの機能不全を引き起こすサイバー攻撃が発生している。通常の稼働時には独立しているシステムであっても、保守用端末は何らかのネットワークに接続している場合が多いため、サイバー攻撃を受ける危険性は否定できない。

類似事案や関連動向、技術進展等を踏まえ、東京 2020 大会に向けて、重要インフラの基盤システムに対するサイバー攻撃や、物理的攻撃との連動を見据えた準備(対策)が必要である。

1.3 我が国の取組状況

- 平成 29 年 4 月、サイバーセキュリティ戦略本部において、官民連携による重要インフラ防護推進を目的とした「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 4 次行動計画」を決定した。
- 内閣サイバーセキュリティセンター(以下「NISC」という。)は、平成 27 年度から東京 2020 大会の開催・運営に影響を与え得る重要なサービス分野の選定を開始し、平成 28 年度には東京 23 区内の

事業者等を対象に第 1 回目のリスク評価を実施した。平成 29 年度には対象とする事業者を東京圏に拡大し、第 2 回目のリスク評価を実施した。平成 30 年度以降は対象とする事業者を全国に拡大し、東京 2020 大会までに全 6 回のリスク評価の実施を予定している。

2. サイバーセキュリティインシデント対応体制

2.1 現行のインシデント対応体制

- 東京都におけるサイバーセキュリティ対策及びサイバーセキュリティインシデント対応を統括する組織として、東京都 CSIRT を設置している。
また、各局等におけるサイバーセキュリティ対策及びサイバーセキュリティインシデント対応を推進し、統括する組織として局 CSIRT を設置している。
- 庁内においてサイバーセキュリティインシデントが発生した場合、当該局等の局 CSIRT は東京都 CSIRT へ報告し、東京都 CSIRT は必要に応じて局 CSIRT を支援する。
- 公営企業局の局 CSIRT は、東京都 CSIRT 等から得たサイバーセキュリティに関する情報を、重要インフラの基盤システム担当者（以下「制御系担当」という。）へ必要に応じて提供する。
また、東京都が運営する交通機関（都営交通）や上下水道の制御システムについて異常が検知され、その原因としてサイバーセキュリティインシデントの可能性が疑われる場合、制御系担当は局 CSIRT へ必要に応じて報告する。
- 原則として、サイバーセキュリティインシデント対応における国及び外部関連団体との連携は、東京都 CSIRT が一元的に行う。

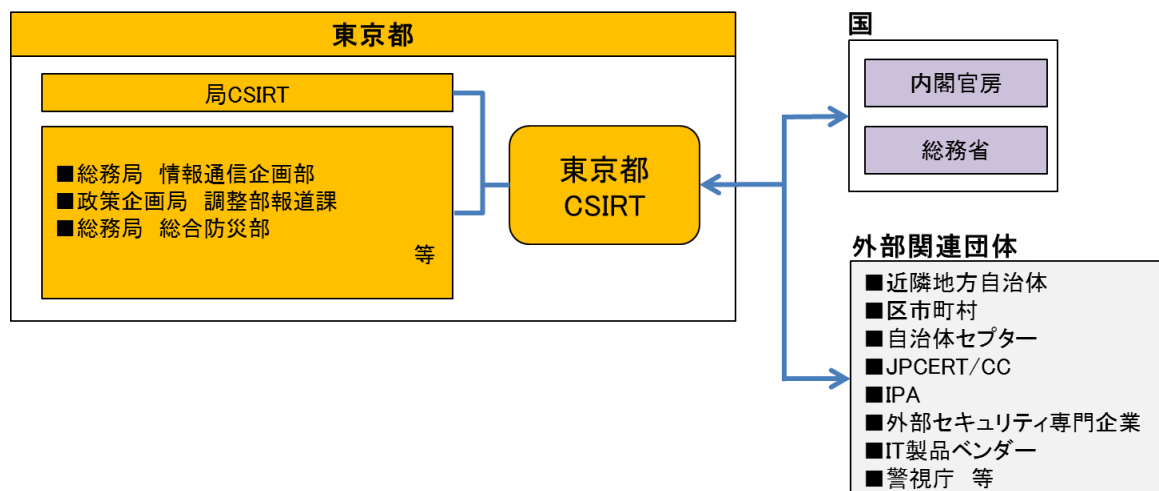


図 都における現行のサイバーセキュリティインシデント対応体制

- インシデントレベル³が「危機」の場合、最高情報セキュリティ責任者（CISO、総務局を担任事項とする副知事）は「サイバーセキュリティにおける危機管理体制」の設置を CISO 補佐官（総務局情報政策担当部長）へ指示し、総務局長、政策企画局長及び関係局等の長（サイバーセキュリティインシデント発生局等の長）を招集する。

³ インシデントレベルは「疑い」「軽微」「重大」「危機」の4段階とし、最上位のレベルが「危機」である。なお、インシデントレベルは東京都 CSIRT が検討し、CISO 補佐官が判断する。

- 「サイバーセキュリティにおける危機管理体制」においては、都政への影響を判断の上で対応方針を決定し、対策を実施する。

カテゴリ	具体例	影響例
不正アクセス・サービス不能攻撃	・人命に関わるサービス、公共インフラサービスを提供するシステムが不正アクセス若しくはサービス不能攻撃を受け、人命に関わる事態に発展した 等	・システム停止 ・システム誤動作 ・漏洩情報による脅迫 等
不正プログラム(外部委託先、職員過失も含む)	・不正プログラム(マルウェア)の感染により複数の局から、大量の個人情報などの機密情報が流出した ・故意過失により、大量の個人情報などの機密情報が流出した 等	
物理的侵害	・管理区域、準管理区域に未許可の人物が不正侵入し、物理的破壊又は持ち込み機器をシステムに接続し、機密情報の流出や人命に関わる事態に発展した 等	

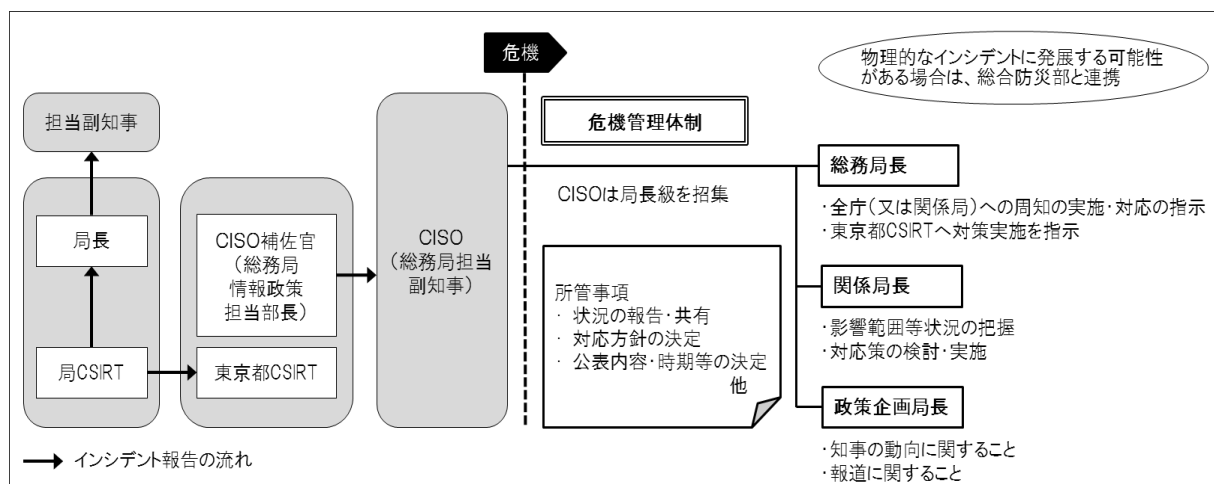


図 サイバーセキュリティにおける危機管理体制

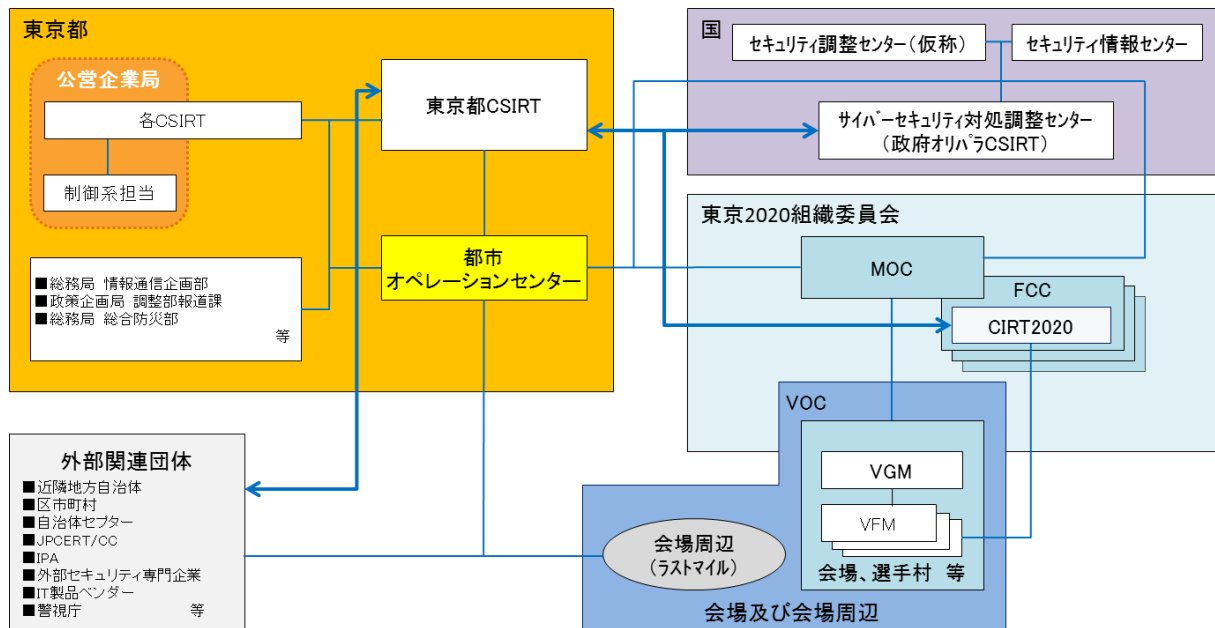


図 東京 2020 大会期間中のサイバーセキュリティインシデント対応体制（案）

(2) サイバー空間と物理空間における複合事案に備えた体制

- 重要インフラの基盤システムに対するサイバー攻撃や物理的攻撃との連動を見据え、東京都 CSIRT は局 CSIRT を介して、公営企業局の制御系担当との情報連携を密にする。
- サイバーセキュリティインシデントに起因するものも含め、大規模な事故災害が発生した場合には、東京都は必要に応じて、現行の計画に定める所要の体制を設置する。

3. 東京 2020 大会期間中の対応（通常時）

3.1 サイバーセキュリティ監視

- 東京都 CSIRT は、東京 2020 大会期間中も現行の計画・体制に基づき、都区市町村情報セキュリティクラウドの活用、外部関連団体との連絡調整等により、サイバーセキュリティ監視を行う。

3.2 情報伝達・共有

- 東京 2020 大会期間中は、インシデントやアクセス数・通信トラフィック量の推移・変化等、特段のイベントが発生していない場合でも、東京都 CSIRT はサイバーセキュリティ監視等を通じて収集した情報について、都市オペレーションセンターへ定期的に報告する。
- 東京 2020 大会期間中に、東京都が運営する交通サービス期間（都営交通）や上下水道の制御システムで大会運営に影響を及ぼし得る異常が検知された場合は、その原因のいかんを問わず（その原因がサイバーセキュリティインシデントかどうかに関わらず）、また、現行の計画では報告対象になっていない軽微なものについても、制御系担当は局 CSIRT 等、各局等で定められた窓口へ必要に応じて報告する。
- 東京都 CSIRT は、都市オペレーションセンター等からの情報に基づき、注意喚起の必要があると判断する場合には、局 CSIRT へ周知する。
また、必要に応じて区市町村と共有する。
- 東京都 CSIRT は、サイバーセキュリティ監視等によりサイバー攻撃の予兆・予告など緊急性の高い情報を入手した場合には、局 CSIRT へ周知し、都市オペレーションセンターへ報告するとともに、必要に応じて国、東京 2020 組織委員会、区市町村等と共有する。

4. 東京 2020 大会期間中の対応（インシデント発生時）

4.1 サイバーセキュリティインシデント対応

東京 2020 大会期間中にサイバーセキュリティインシデントが発生した場合、東京都では現行の計画に基づき、「(1)検知・連絡受付」「(2)トリアージ」「(3)インシデント対応」「(4)報告・公表」から成る一連のプロセスを踏まえた上で、大会運営に及ぼす影響に配慮して対応する。

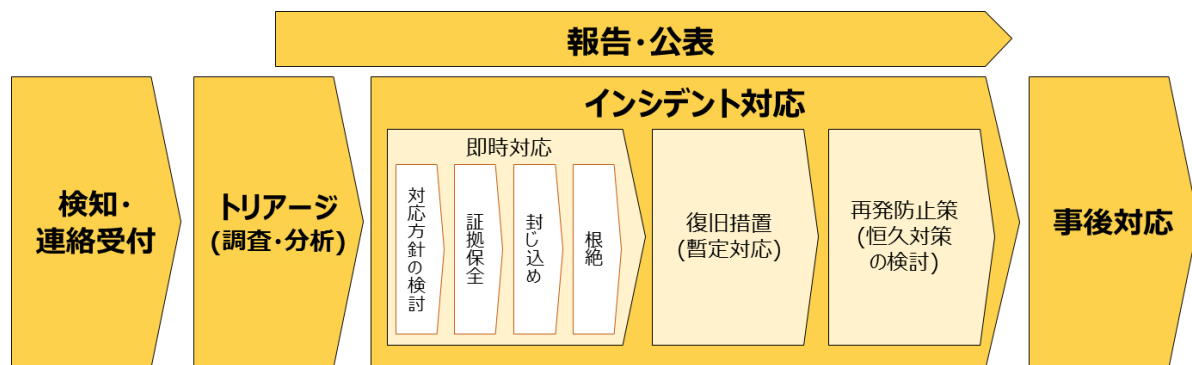


図 現行のサイバーセキュリティインシデント対応プロセス

(1) インシデントの検知・連絡受付

- 東京都 CSIRT は、都区市町村情報セキュリティクラウドや外部関連団体からの情報提供等によりサイバーセキュリティインシデントを検知した場合、当該局等の局 CSIRT に連絡する。
- 情報システム担当者は、サイバーセキュリティインシデントを検知した場合又は職員等からサイバーセキュリティインシデントの報告を受けた場合、局 CSIRT に報告する。
- 局 CSIRT は、情報システム担当者又は情報処理指導主任 (ICT リーダー) からサイバーセキュリティインシデントの報告を受けた場合、東京都 CSIRT に報告する。
- 公営企業局の制御系担当は、東京都が運営する交通機関 (都営交通) や上下水道の制御システムについて異常が検知され、その原因としてサイバーセキュリティインシデントの可能性が疑われる場合は、所管省庁への報告⁴に加えて、局 CSIRT 経由で東京都 CSIRT へ報告する。
- なお、東京 2020 大会期間中においては、大会運営に影響を及ぼし得るものがある場合は、その原因の如何を問わず (その原因がサイバーセキュリティインシデントかどうかに関わらず)、また現行の計画では報告対象になっていない軽微なものについても、制御系担当は局 CSIRT 等、各局等で定められた窓口へ必要に応じて報告する。
- 東京都 CSIRT は、庁内で発生したサイバーセキュリティインシデントについて、国へ報告する。また、都市オペレーションセンター、東京 2020 組織委員会、警視庁等の関係者と必要に応じて共有する。

⁴ 所管省庁への報告の要否については、各公営企業局における基準に拠る。

(2) インシデントのトリアージ

① インシデントの調査及び応急措置

- 情報システム担当者は、運用保守委託事業者の協力を受け、サイバーセキュリティインシデントの調査及び応急措置を実施する。
- 局 CSIRT は、サイバーセキュリティインシデントの調査及び応急措置の実施を支援する。また、必要に応じて東京都 CSIRT へ支援を依頼する。
- 東京都 CSIRT は、必要に応じて局 CSIRT を支援する。

② インシデントの判断

- 情報システム担当者は、調査結果を基にサイバーセキュリティインシデントの切り分けを行い、局 CSIRT へ報告する。
- 局 CSIRT は、情報システム担当者から報告されたサイバーセキュリティインシデントに関する情報を、東京都 CSIRT へ報告する。
- 東京都 CSIRT は、被害状況や影響範囲等、事態の全体像を把握した上で、インシデントレベルを判定する。

(3) インシデントの対応

① 対応方針の検討

- 情報システム担当者は、運用保守委託事業者の協力のもと、サイバーセキュリティインシデント対応の内容、対応スケジュール、対応コスト等の対応方針を策定する。
- 局 CSIRT は、情報システム担当者に対して、サイバーセキュリティインシデント対応の内容、対応スケジュール、対応コスト等の方針策定を支援する。
- インシデントレベルが「危機」の場合、東京都 CSIRT は直ちに CISO へ報告し、CISO のもと「サイバーセキュリティにおける危機管理体制」を構築する。
- 国や専門機関等による助言が必要な場合は、東京都 CSIRT から依頼する。

② 証拠保全

- 情報システム担当者は、当該システムの運用保守委託事業者等に依頼し、サイバーセキュリティインシデントに関わるデジタル機器に残されたデータの中から、電磁的証拠となり得るものを収集・取得し、保全する。

③ インシデントの封じ込め

- 被害の拡大を防ぎ、影響範囲を最小化するため、情報システム担当者はサイバーセキュリティインシデントの封じ込めに向けた作業計画を策定し、当該システムの運用保守委託事業者に作業の実施を依頼する。
- 局 CSIRT 及び東京都 CSIRT は、必要に応じて、これを支援する。

④ インシデントの根絶

- サイバーセキュリティインシデントの拡散・再発を防止するため、情報システム担当者はサイバーセキュリティインシデントの根絶に向けた作業計画を策定し、当該システムの運用保守委託事業者
に作業の実施を依頼する。
- 局 CSIRT 及び東京都 CSIRT は、必要に応じて、これを支援する。

⑤ インシデントからの復旧

- 影響を受けたシステムを運用可能な状態に戻すため、情報システム担当者はサイバーセキュリティ
インシデントからの復旧に向けた作業計画を策定し、当該システムの運用保守委託事業者
に作業の実施を依頼する。
- 局 CSIRT 及び東京都 CSIRT は、必要に応じて、これを支援する。

⑥ 再発防止策の検討

- 同様のサイバーセキュリティインシデントが発生しないように恒久的な対策を実施するため、情報シ
ステム担当者は、運用保守委託事業者の協力を受け、再発防止策を策定する。
- 局 CSIRT 及び東京都 CSIRT は、必要に応じて、これを支援する。

(4) 報告・公表

- 局 CSIRT は、サイバーセキュリティインシデントの被害状況や影響範囲等を踏まえ、局の広報担当
に相談の上で報道発表の必要性を判断する。
なお、報道発表を行う際には、その内容について東京都 CSIRT と事前に共有するとともに、東京
2020 大会期間中における東京都の一元的な広報体制に準拠することとする。
- 東京都 CSIRT は、サイバーセキュリティインシデント対応状況について、都市オペレーションセン
ター、国、東京 2020 組織委員会、警視庁等の関係者と必要に応じて共有する。

IV. [災害対策分野]

1. 災害対策分野における対処要領の考え方

1.1 位置付け

- 本対処要領(災害対策分野)では、東京 2020 大会開催時に首都直下地震等が発生した際、開催都市として関係機関と連携して迅速・適切に対策活動を展開できるよう、対応方針、役割分担及び時系列による活動(主体・内容・手順)を定めるものである。
- 本対処要領(災害対策分野)は、東京 2020 大会特有の対応について記載したものであり、東京 2020 大会期間中であっても基本的な対応は「首都直下地震等対処要領(改定版)」(以下「現行対処要領」という。)に則って実施する。

1.2 想定するリスク（リスクシナリオの検討）

- 東京 2020 大会開催に伴い、国内外からの訪都者の増加によって、負傷者や滞在先等に戻れない者が増加するリスク、安全な避難先等がわからず混乱が生じるリスク、発災当初の人や車両の滞留により緊急輸送が困難になるリスク等を対象とする。

2. 災害対策本部体制

東京 2020 大会開催中に首都直下地震等が発生し、東京都災害対策本部（以下「都災害対策本部」という。）が設置された場合、オリンピック・パラリンピック準備局は、東京 2020 大会運営側との連絡調整を実施し、その被害状況等を本部長へ報告する。

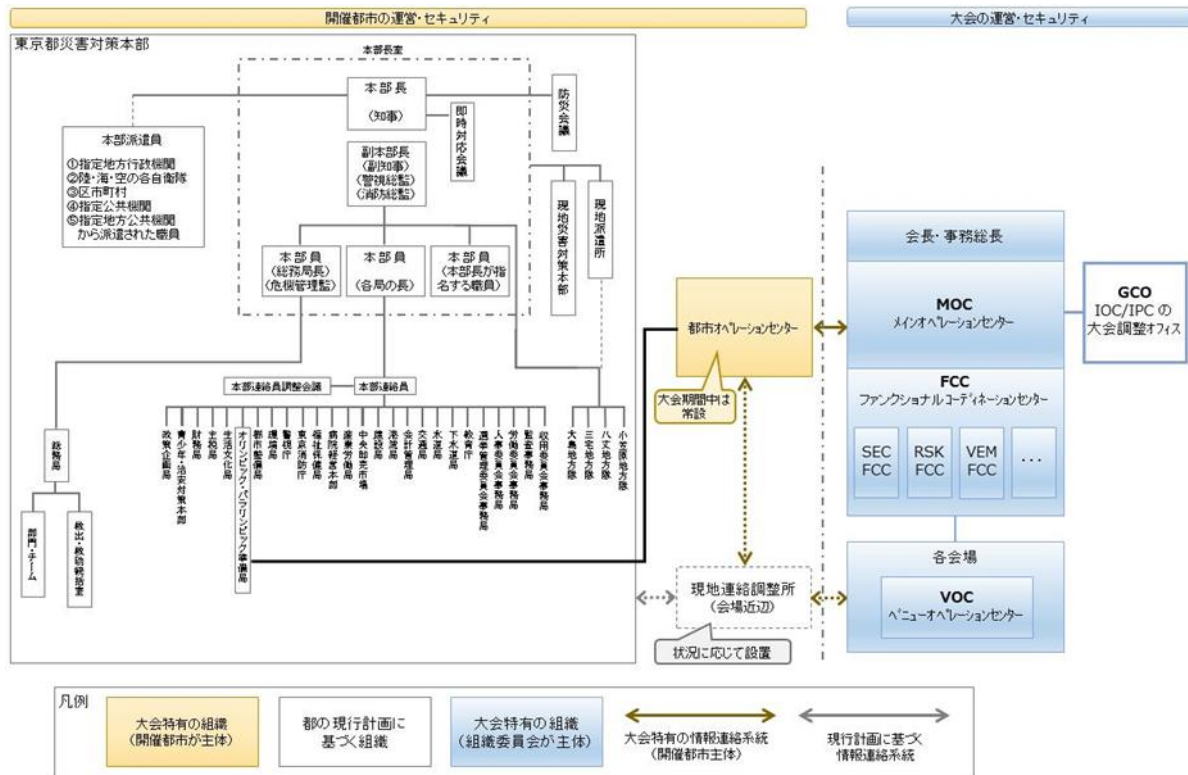


図 東京 2020 大会期間中の災害対策本部体制（イメージ）

3. 東京 2020 大会期間中の対応

本対処要領(災害対策分野)は、現行対処要領第3章「応急対策活動における基本的な連携の内容及手順」への追記事項として記載しており、東京 2020 大会期間中の首都直下地震発生時も、基本的な対応は現行対処要領によるものとする。

3.1 初動体制の構築

(1) 職員の参集

- 東京 2020 大会期間中における発災を想定した非常配備態勢に基づき都職員は参集を実施し、災害対応業務に従事する。

(2) 都災害対策本部の設置と初動対応体制

【総務局】

- 国及び東京 2020 大会関係機関等との連絡体制(通信手段、連絡窓口)を確立する。

(3) 各局等における情報収集活動

【各局】

- 多重化された通信手段を活用し、被害情報の収集を実施する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 都内被害状況やメインオペレーションセンターに集約された大会運営に係る情報等、東京 2020 大会開催・継続の可否等の判断に必要な情報を都市オペレーションセンター経由で収集する。

【政策企画局】

- 都災害対策本部が収集した都内被害状況や訪都者の被災状況について、複数の災害時通信手段を活用して在京大使館等と情報共有する。

【警視庁】

- 道路管理者と連携して競技会場周辺等の道路における渋滞や放置車両の状況について情報を収集する。
- 交通テレビシステム、車両感知器、映像表示システム、情報共有システム、テレビ会議システム等を用いて、被害状況及び交通状況について情報を収集する。

【東京消防庁】

- 競技会場周辺等にて活動する消防隊員等が把握した状況等について収集する。

【建設局、港湾局】

- 道路点検等により、緊急輸送ルートの被害状況や通行不可能状況の情報収集を行う。

【総務局】

- 道路管理者及び交通管理者等からの道路点検結果を災害情報システムに入力し、各機関で共有する。
- 都内における訪都者の被災状況を俯瞰的に把握する。

(4) 全国的な救出救助機関等への応援要請

【総務局】

- 競技会場と大規模救出救助活動拠点との重複・近接等による現況を踏まえ、活動場所としての利用可能性を東京 2020 組織委員会や施設管理者に確認した上で、都外の救出救助機関等へ応援を要請する際、活動場所等について改めて周知を行う。

(5) 都民への呼び掛け・情報提供

【各局、関係機関】

- 土地勘のない訪都者の増加により、観光地や公園等でパニックが生じ、大混乱となることを避けるため、首都直下地震対策ポータルサイト「防災ポータル」(国土交通省提供)等の活用のほか、SNS(ツイッター)及びその他の効果的な手段を用いて、発災時の行動ルールなどの情報発信を実施する。

【総務局、政策企画局】

- 東京 2020 組織委員会と連携の上、報道機関に対し、正確かつ最新の情報を提供する。

【生活文化局】

- 所管局からの情報提供に基づき、都政広報番組、東京都公式ホームページ、SNS 等を活用した都民への情報提供のほか、広報東京都の臨時号の発行についても検討する。

【建設局】

- 地域防災計画における大規模救出救助活動拠点等、防災上位置付けのある都立公園において、放送設備やデジタルサイネージなども活用して、発災時に避難者等に継続的な情報提供を実施する。

【建設局、産業労働局】

- 多数の訪都者の来場が見込まれる庭園・動物園・上野恩賜公園などに設置された「FREE Wi-Fi & TOKYO」を活用した都防災ホームページからの情報入手を来場者へ促す。

【港湾局、産業労働局】

- 多数の訪都者の来場が見込まれる海上公園に設置された「FREE Wi-Fi & TOKYO」を活用した都防災ホームページからの情報入手を来場者へ促す。

【東京都道路整備保全公社】

- デジタルサイネージを用いて、災害情報、避難場所情報、NHK 等のテレビ映像の配信等を実施する。

【総務局、警視庁】

- 都民及び訪都者に対して都及び国(外国人に対しては在京大使館等)の情報を積極的に収集し、デマ等に注意するよう呼びかける。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 観客等に対して SNS 等を用いて東京 2020 大会関連情報を提供する。

(6) 東京都災害対策本部会議の開催

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 都市オペレーションセンターを通じて東京 2020 組織委員会等と連携して、競技会場等の被害状況や東京 2020 大会関連情報などを都災害対策本部にて共有する。

【各局】

- 競技会場等の被害状況や東京 2020 大会関連情報等を踏まえ、対処方針等を決定する。

(7) 大規模救出救助活動拠点の立ち上げ

【総務局】

- 大規模救出救助活動拠点が競技会場に近接している場合は、拠点の現況を踏まえ、施設管理者等と連携して活動場所等の確保を行う。
- 警視庁や東京消防庁、自衛隊、海上保安庁などの各機関に代替地の調整状況を改めて情報提供する。

(8) 区市町村の災害対策本部との連携対応

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 東京 2020 大会開催エリアが立地する区市に対し、観客等の安全確保に必要な配慮を要請する。
また、東京 2020 大会関係者の安全確保に必要な配慮を東京 2020 組織委員会と連絡調整して要請する。
- 東京 2020 大会開催エリアが都外に立地する市町村の被害及び対応状況について情報収集する。

(9) 現地連絡調整所の設置

【総務局、オリンピック・パラリンピック準備局】

- 都災害対策本部は、都市オペレーションセンターを通じて寄せられる関係機関等からの要請があった際は、必要に応じて、現地連絡調整所を設置し、職員を派遣する。運営に当たっては、東京 2020 組織委員会等と連携し、観客等の被災者への情報提供及び避難誘導等の活動を行う。

3.2 72 時間に想定される応急対策

(1) 人命救助のためのルート確保

【総務局、建設局、港湾局】

- 東京 2020 大会開催に伴い関係者輸送ルートに指定された緊急輸送ルートにおいても、発災時には、地域防災計画等に基づき、緊急輸送ルートとしての確保に向けた調整を実施する。

【総務局】

- 都災害対策本部に航空運用調整班を設置し、ノータムの要請により、災害現場上空の航空機の運航調整を図る。
- 東京 2020 大会開催中の災害時における航空機の運航等について定めた災害対応計画に基づき、安全な運航を図る。

(2) 医療救護活動

【福祉保健局、病院経営本部、東京消防庁】

- 訪都者の負傷等により、医療需要が高い被災現場等に医療救護班及び東京 DMAT を派遣する。

【福祉保健局、病院経営本部】

- 競技会場周辺の医療機関と連携した、負傷者の迅速な受入れに向け調整する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 医療スタッフや普通救命講習等を受講した東京 2020 大会スタッフ等による簡単な応急処置を東京 2020 組織委員会に要請する。
- 競技会場外の負傷者のトリアージや応急処置のため必要があると判断した際には、ペリメーターの開放を都市オペレーションセンターを通じ東京 2020 組織委員会に要請する。
- 競技会場内に設置された選手用・観客用医務室への負傷者搬送等の支援を東京 2020 組織委員会に要請する。

【福祉保健局】

- 区市町村からの要請を受け、訪都者等が多数被災していると想定される東京 2020 大会開催エリア周辺や観光地周辺の病院及び避難所等への医薬品の供給を行う。

【病院経営本部】

- 外国人患者受入れ医療機関認証制度体制(JMIP)の認証を受けた都立病院において、外国人へ適切な処置を実施する。

【福祉保健局、病院経営本部、政策企画局】

- 競技会場周辺の病院等に収容された外国人の国籍等の情報を、都災害対策本部にて共有した後に、政策企画局を通じて在京大使館等に提供する。

(3) 物資調達活動

【総務局、協定団体】

- 訪都者の増加に伴い、食料品・生活必需品等の物資の不足が見込まれる施設等に協定事業者等による支援を実施する。
- 他県市や国等と連携し、広域的な支援による物資の受入れを行う。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 競技会場内にて保護・収容した観客等への物資配布に向け、東京 2020 大会パートナー等に、災害時物資調達支援協定等に基づき協力を要請する。
- 要配慮者への対応も念頭に、一時的に会場内に留まる観客等への支援のため、必要な物資の確保に向けた対策の検討を行う。

(4) 避難者対策

【総務局、福祉保健局】

- 避難所、二次(福祉)避難所などへの被災者の避難状況を踏まえ、被災者の円滑な避難に向けたICTツール等の活用を検討するなど、区市町村の避難者対策を支援する。

【福祉保健局】

- 「福祉保健局災害対策活動マニュアル」に沿って、避難所に関する区市町村への支援を行う。

【生活文化局】

- 区市町村等の要請により、防災(語学)ボランティアを避難所等に派遣し、外国人被災者の支援(通訳等)を行う。

(5) 観客等の避難対策

【総務局】

- 東京 2020 組織委員会等から、一時的な滞在施設の開設等の情報収集を行い、SNS(ツイッター)やその他の効果的な情報発信方策を用いて、広く情報提供を行う。

- 東京 2020 組織委員会等を通じて、一時的な滞在施設での受入状況についての情報収集に努め、東京都災害対策本部会議等を通じ各局に情報共有を図る。

【施設管理者】

- 東京 2020 組織委員会と連携し、競技会場等の施設安全点検等を実施し、被災状況等に応じて、競技会場等及び周辺の一時的な滞在施設等において観客等の円滑な受入れを実施する。
- バリアフリー化された設備や、多言語対応したスタッフ体制等が確保されている一時的な滞在施設等に、支援が必要な要配慮者等を受け入れる。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 東京 2020 大会組織委員会をはじめとする関係機関と連携し、多言語等に配慮した、観客等の適切な誘導に係る調整を行う。
- 観客等の避難先の情報だけではなく、その周辺の危険個所の情報についても、都市オペレーションセンターを通じて、東京 2020 組織委員会や競技会場に連絡する。
- 競技会場周辺における使用可能な大会関連施設において、要配慮者等を一時的に受け入れ、安全を確保するよう東京 2020 組織委員会及び施設管理者に対し要請する。
また、要配慮者等の適切な誘導について東京 2020 組織委員会等関係機関と調整する。
- 東京 2020 組織委員会及び施設管理者が実施する競技会場などの施設点検の結果や、競技会場内の状況に関する情報収集を、都市オペレーションセンターを通じ実施する。
- 施設点検の結果、競技会場内の観客等を競技会場外へ避難させることとなった際は、都市オペレーションセンターを通じ観客等の避難状況に関する情報収集を実施する。
- 競技会場内に安全な空きスペースがあるようであれば、ペリメーターの開放にあわせ周辺滞留者等の競技会場内での保護・収容を、都市オペレーションセンターを通じ東京 2020 組織委員会に要請する。

【警視庁】

- 競技会場内外にて東京 2020 組織委員会及びオリンピック・パラリンピック準備局が行う避難誘導の措置が効率的に行われるよう、自治体等と連携の上、積極的な現場広報を行うとともに、あらかじめ指定されている避難場所等に観客等を誘導する。

【政策企画局】

- 都災害対策本部が区市町村や民間事業者等を通じて入手した一時的な滞在施設等に受け入れられている外国人の情報につき、速やかに在京大使館等へ情報提供する。

(6) ライフラインの応急対策

【水道局】

- 災害時給水ステーションのうち、訪都者が数多く滞留すると予想される競技会場周辺などにおいて応急給水を実施する。

- 首都中枢機関及び災害拠点病院等の重要施設への供給ルートの被害状況を把握するとともに、通水確保のための作業を行う。

(7) ご遺体の取扱い

【福祉保健局】

- 区市町村の要請に基づき、ドライアイスや葬祭用品の供給を手配する。

【警視庁】

- 訪都者のご遺体について、身分証明書等により出身地等を明らかにし、死亡場所等を記録した上で遺体安置所に搬送する。
- 外国人の場合は、区市町村や在京大使館等の関係機関と連携し、ご遺体の遺族等への引渡しを実施する。

【政策企画局】

- 都災害対策本部が区市町村を通じて入手した外国人のご遺体等に関する情報につき、速やかに在京大使館等へ情報提供する。

(8) 夏季酷暑対策

【生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、東京消防庁】

- 外国人旅行者等を含む訪都者等に対して、熱中症等の注意喚起を行う。

【環境局】

- 注意報発令時等の緊急時において、訪都者に対して、光化学スモッグの注意喚起を行う。

【総務局、生活文化局、福祉保健局、産業労働局】

- 熱中症対策に係る用品について、協定締結事業者等に支援を要請する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 競技会場周辺の状況に応じて、応急給水に関する調整を水道局と実施する。
- 東京 2020 大会スタッフ等による観客等の熱中症患者への対応支援を東京 2020 組織委員会に要請する。

【東京消防庁】

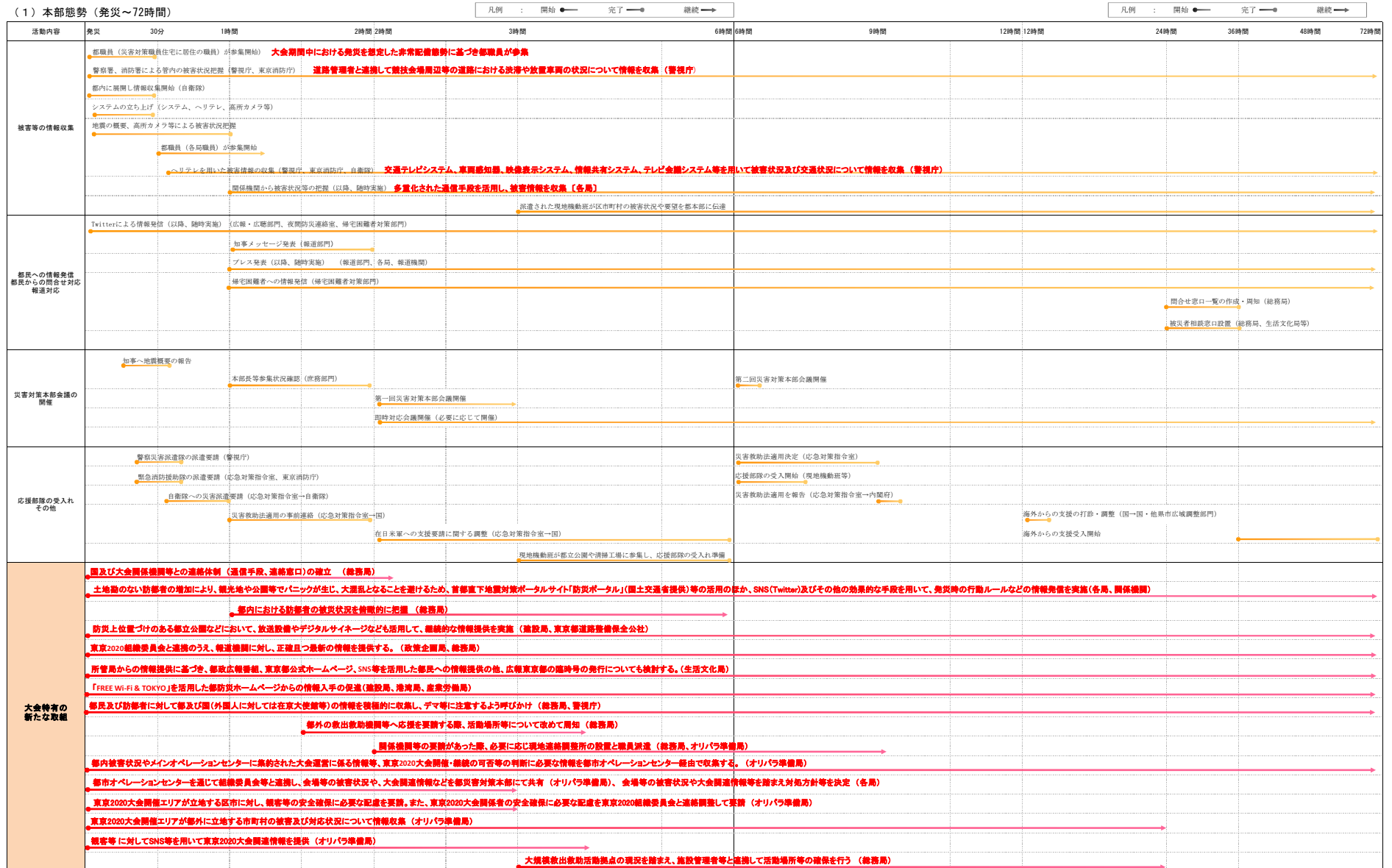
- 東京 2020 大会スタッフ等と連携した熱中症患者の対応を実施する。

【水道局、区市町村等】

- 競技会場周辺エリアや観光地等の訪都者が多く滞留する地域において、災害時給水ステーションにおける応急給水を実施する。

3.3 タイムライン

(1)本部態勢(発災～72時間)

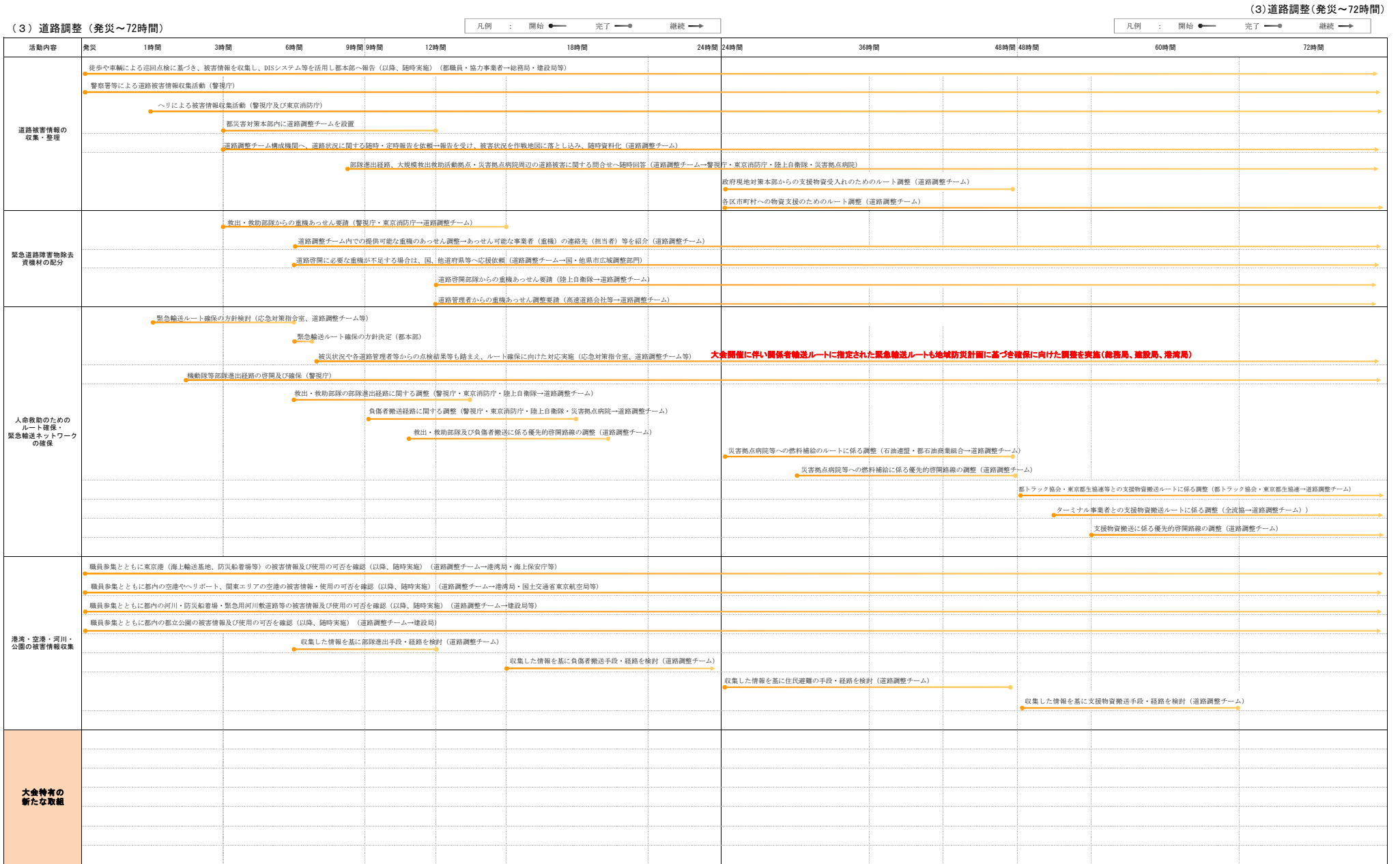


(2) 救出・救助、消火 (発災～72時間)

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

活動内容	発災	30分	1時間	1時間30分	2時間	2時間	3時間	6時間	6時間	9時間	12時間	12時間	24時間	36時間	48時間	72時間
人命救助・消火	職員参集・被災情報共有 (随時実施)															
	特殊救助隊、機動隊、警察等による救出救助活動(警視庁)															
	消火活動及び救出救助活動 (東京消防庁)															
	地震・津波情報の発信及び注意喚起 (夜間防災連絡員・参集職員→区市町村→住民)															
救出救助に係る体制整備	職員参集・被災情報共有 (随時実施)															
	警備要員参集 (警視庁)															
	各消防署の活動状況把握 (以降、随時実施) (東京消防庁)															
	機動隊等の運用調整及び活動状況把握 (警視庁)															
道路状況把握 交通規制 緊急道路障害物除去	職員参集・被災情報共有 (以降、随時実施)															
	道路状況等の把握 (以降、第一次交通規制実施) (警視庁)															
治安維持活動	街頭警戒活動 (警視庁)															
	警戒区域・避難所等警戒 (警視庁)															
広域的な応援																
大企特有の 新たな取組																



(4) 医療救護(発災～72時間)

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

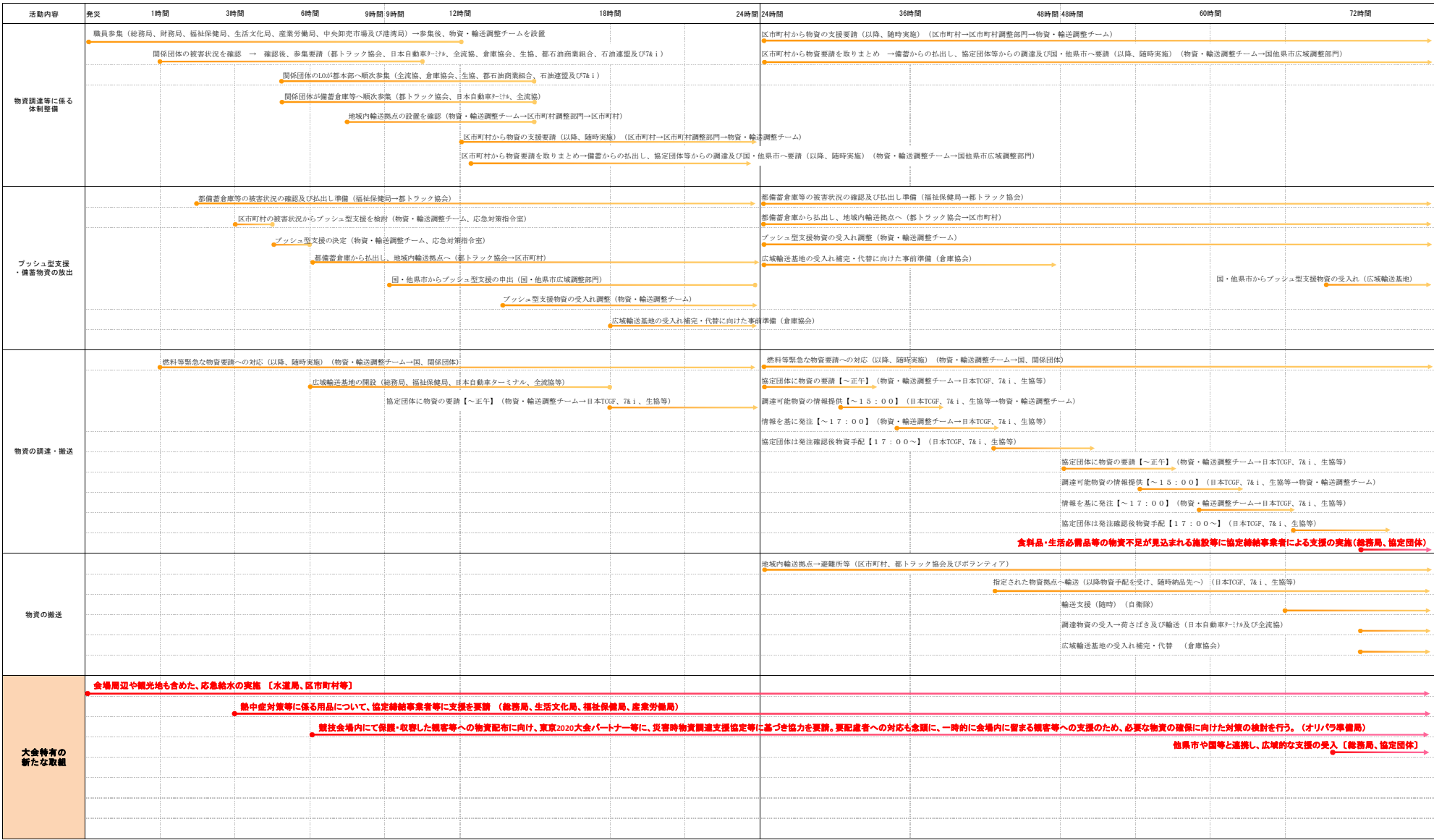
活動内容	発災	1時間	3時間	6時間	9時間	9時間	12時間	18時間	24時間	24時間	36時間	48時間	48時間	60時間	72時間
医療救護に係る 体制整備	職員参集(総務局、福祉保健局等) → 参集後、医療救護チームを設置														
	都災害医療コア(ホター)参集・地域災害医療コア(ホター)等医療対策拠点を設置														
	人的・物的統制、ラインアップ、主要道路等の状況把握及び共有(以降、随時実施)(医療救護チーム・福祉保健局、災害拠点病院、区市町村、東京消防庁、都医師会等)														
	医療機関の状況、東京DMATの編成・活動状況等の把握及び共有(以降、随時実施)(医療救護チーム・福祉保健局、災害拠点病院、区市町村、東京消防庁、都医師会等)														
東京DMAT・ 都医療救護班等による 医療救護活動	東京DMAT待機要請・出場可否確認(福祉保健局→東京DMAT指定病院)														
	東京DMAT派遣先等の調整・決定(福祉保健局(医療救護チーム))														
	東京DMATの出場命令(福祉保健局(医療救護チーム)→東京DMAT指定病院)														
	東京消防庁DMAT連携隊の派遣(福祉保健局(医療救護チーム)→救出救助統括室→東京消防庁)														
	東京DMATによる救護活動														
	医療救護班等の編成・派遣要請(福祉保健局→都医師会、日本赤十字社、都立病院等)														
地域医療搬送・ 広域医療搬送															
医療物資の調達	医療機関・医療救護所では備蓄した医薬品を使用(医療機関・医療救護所)														
	災害薬事センターの設置(区市町村)														
	災害薬事センターの設置状況の把握(福祉保健局)														
	区市町村等からの要請を受けて備蓄医薬品や支援医療物資を放出(随時実施)(福祉保健局)														
大会特有の 新たな取組	訪部者等に対する熱中症等の注意喚起(生活文化局、オリパラ準備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、東京消防庁)														
	注意報発令等の緊急時において、訪部者に対して光化学スモッグの注意喚起(環境局)														
	医療スタッフや普通救命講習等を受講した東京2020大会スタッフ等による簡単な応急処置を東京2020組織委員会に要請(オリパラ準備局)														
	東京2020大会スタッフ等による観客等の熱中症患者への対応支援を東京2020組織委員会に要請(オリパラ準備局)														
	東京2020大会スタッフ等と連携した熱中症患者の対応を実施(東京消防庁)														
	競技会場外の負傷者のトリアージや応急処置のため必要があると判断した際には、ペリメーターの開放を都市オペレーションセンターを通じて東京2020組織委員会に要請(オリパラ準備局)														
	競技会場内に設置された選手・観客用医療室への負傷者搬送等の支援を東京2020組織委員会に要請(オリパラ準備局)														
	競技会場周辺の医療機関と連携した、負傷者の迅速な受入れに向け調査(福祉保健局、病院経営本部)														
	外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の認証を受けた都立病院における外国人への適切な処置の実施【病院経営本部】														
	競技会場周辺の病院等に収容された外国人の国籍等の情報を、都災害対策本部にて共有した後に、政策企画局を通じて在京大使館等に提供(福祉保健局、病院経営本部、政策企画局)														

(5) 支援物資対策(発災～72時間)

(5) 支援物資対策(発災～72時間)

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

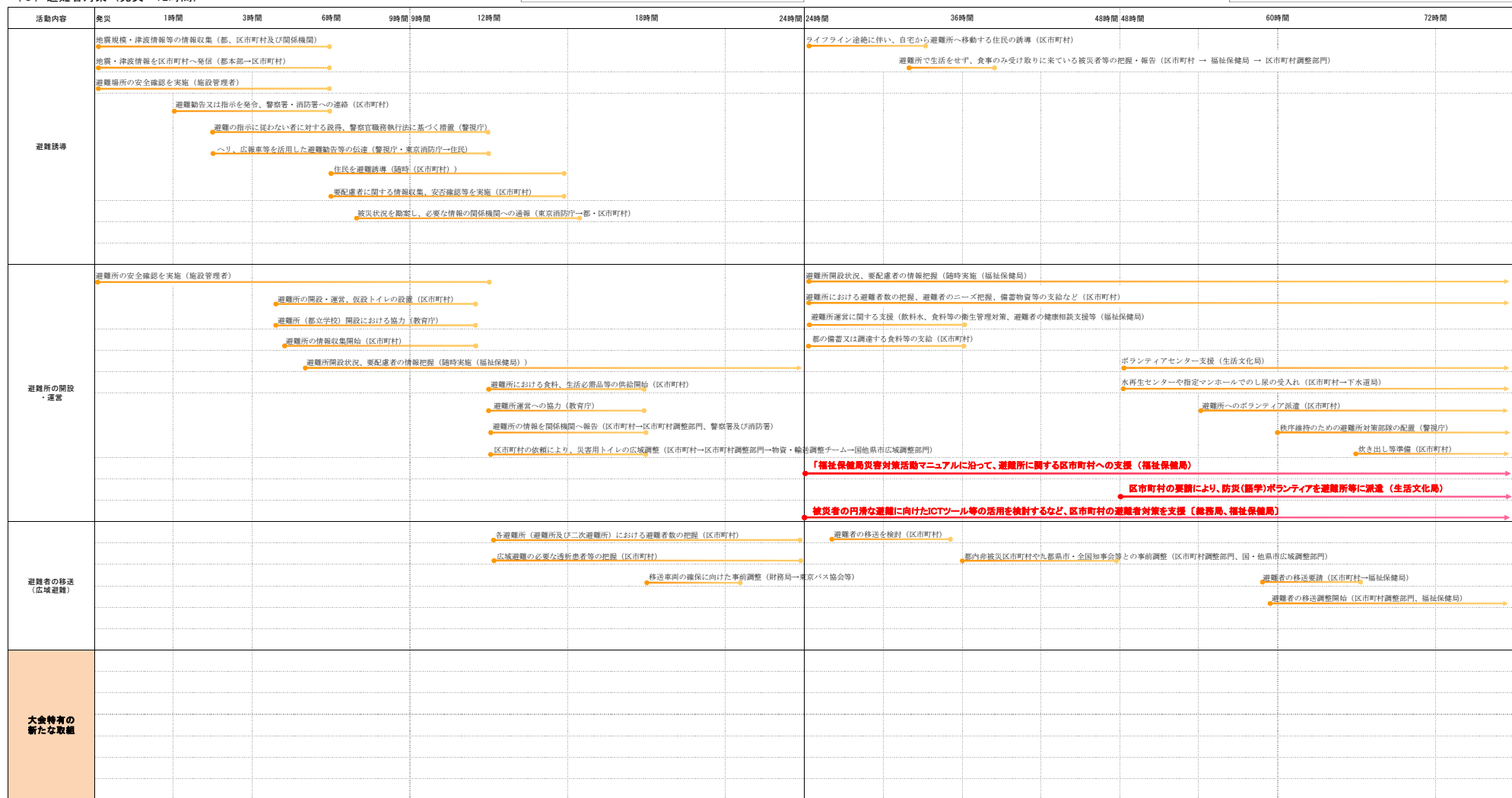
凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →



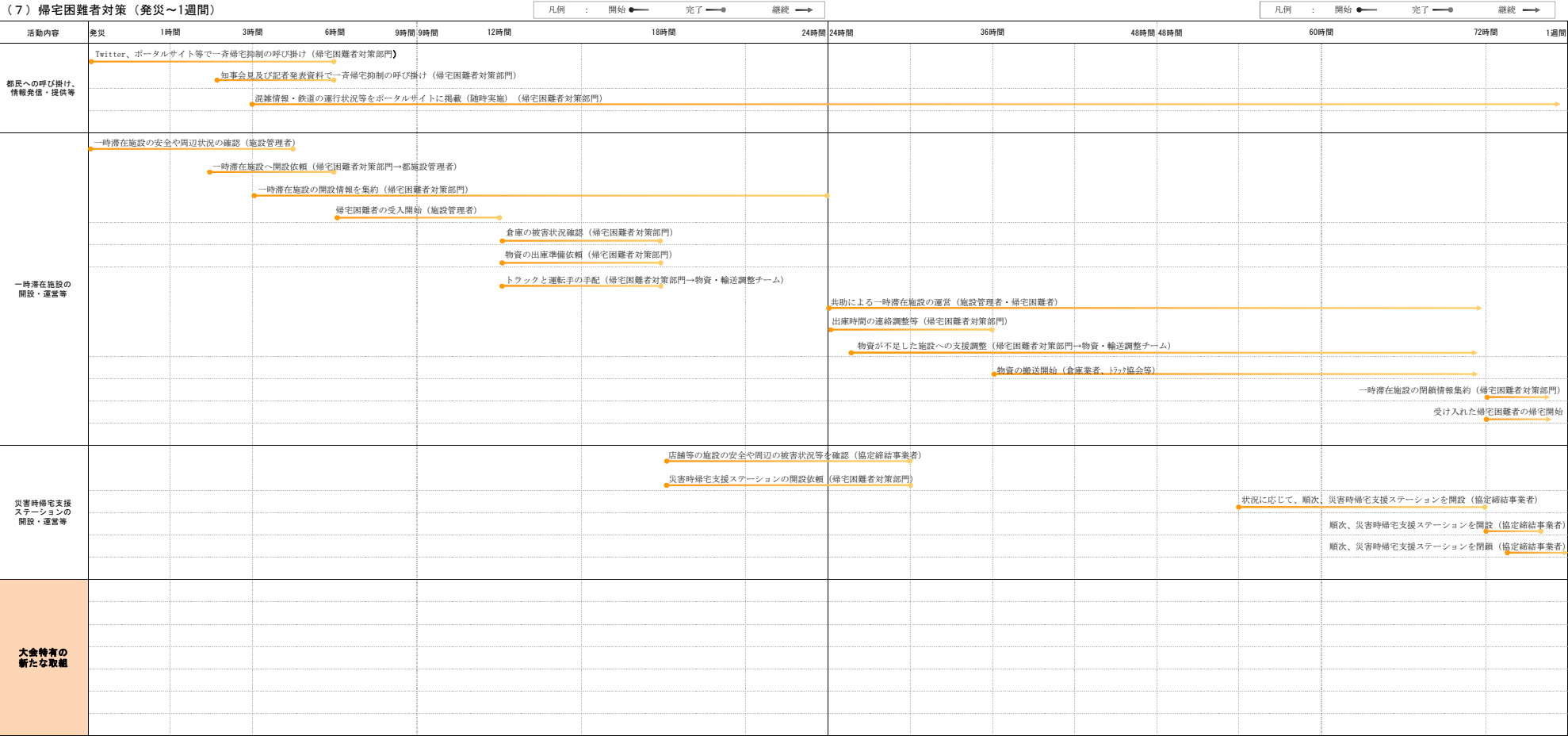
(6) 避難者対策 (発災～72時間)

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →

凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →



(7) 帰宅困難者対策(発災～1週間)





(9)ご遺体の取扱い(発災～1週間)

(9) ご遺体の取扱い(発災～1週間)

[illegible]

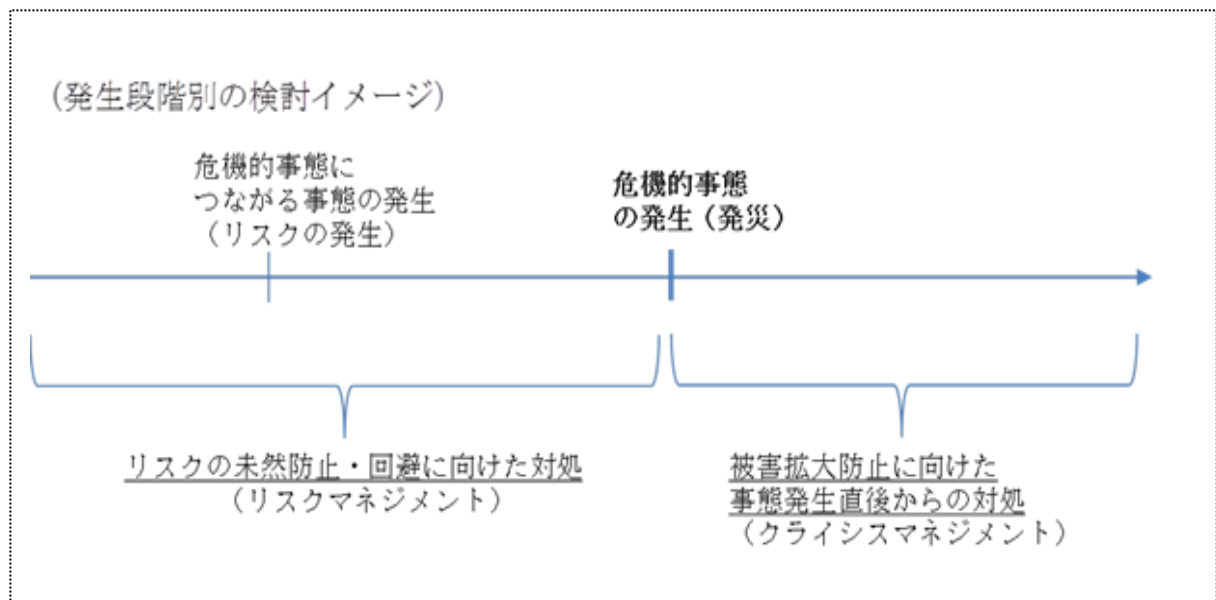


V. [感染症対策分野]

1. 感染症対策分野における対処要領の考え方

1.1 位置付け

- 東京 2020 大会においては、諸外国から選手団をはじめとする東京 2020 大会関係者、観客らが東京を訪れ、国内からも多くの人々が集まるため、様々な感染症の発生リスクが高まる。
- 都民及び東京 2020 大会期間中に訪都者(以下「都民等」という。)の生命・健康を守り、生活や社会機能の維持、円滑かつ安定的な大会運営を図ることは、開催都市の責務である。
- 本対処要領(感染症対策分野)は、感染症の発生・拡大が、都民等の健康に重大な影響を及ぼし、東京 2020 大会運営に支障が生じる事態(以下「危機的事態」という。)につながることを回避し、万が一、危機的事態に至った場合にも、速やかに被害拡大防止のための対策等を講じられるよう、定めるものである。



- 本対処要領(感染症対策分野)では、東京 2020 大会期間中に関係機関と連携して迅速・適切に対策を実施するための体制を構築することを主眼として、対応の方針、対策の実施内容や各組織の役割、組織間の調整方法等について定める。

1.2 危機的事態の定義

● 基本的な対応

感染症発生時の基本的な対応は、感染症法等の関係法令や、これに基づく東京都感染症予防計画、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画、東京都蚊媒介感染症行動計画及び各種マニュアルに従って実施する。

● 「危機的事態」の定義

本対処要領(感染症対策分野)では、感染症の発生・拡大による「危機的事態」の未然防止・回避、危機的事態発生時の対応の両面で対策に取り組むこととしている。

危機的事態については、本対処要領(感染症対策分野)の感染症対策分野の策定目的に鑑み、感染症が発生した場合(都外・国外を含む。)の東京 2020 大会運営への影響度を考慮し、以下のよう

に定義する。

【危機的事態】

感染症の発生・拡大により、都民等の健康に影響を及ぼし、東京 2020 大会運営に支障が生じる可能性があり、以下の対応を検討する必要がある状況

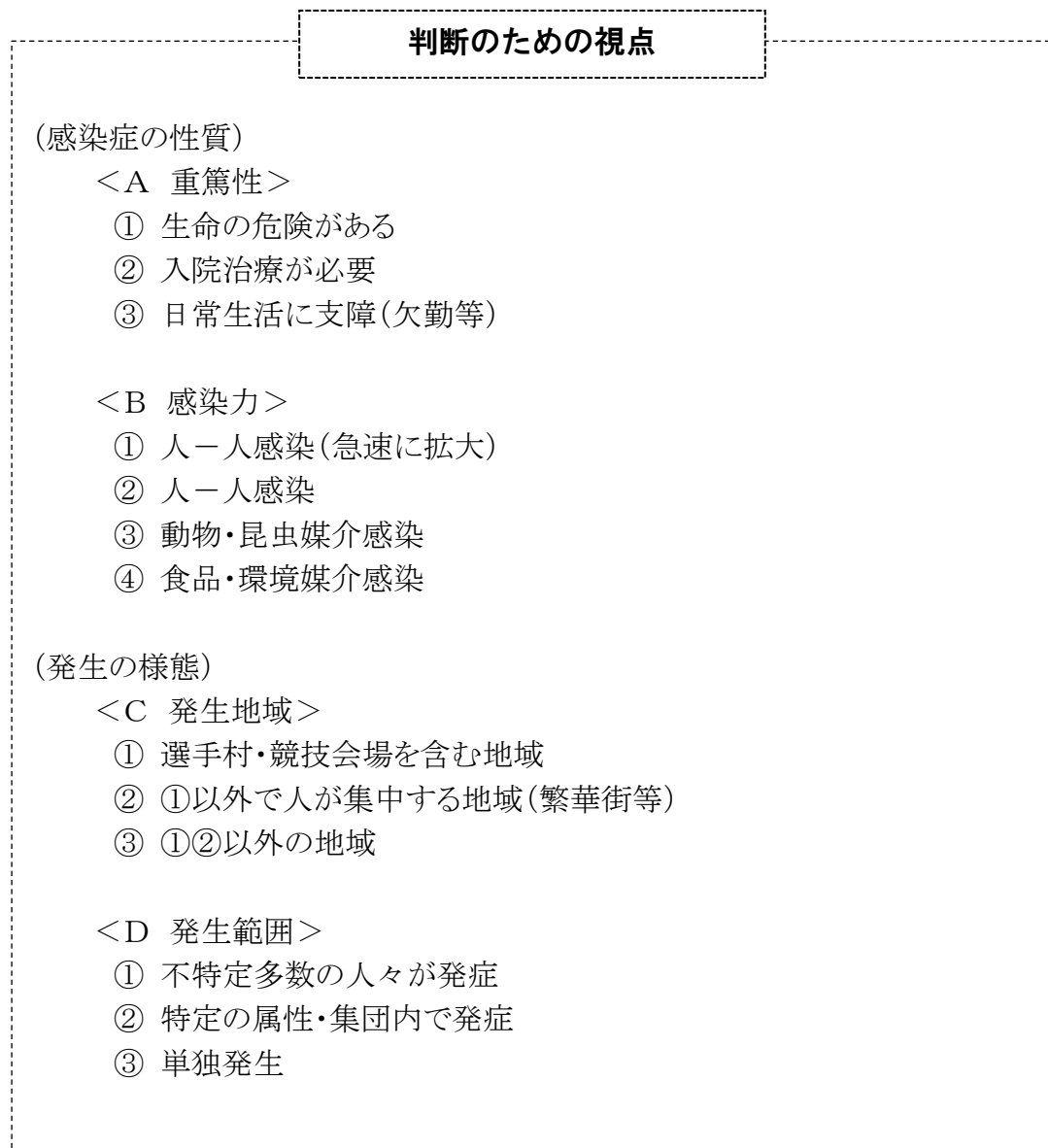
- 競技の中止・順延等
- 選手・関係者並びに観客、地域住民等の安全確保を図る対策
- 被害拡大防止のため広域的・組織横断的な対応

※ 準危機的事態

東京 2020 大会運営に直接的な支障は生じないが、都内での感染症発生のおそれや、大会関連の物資・サービスの提供等に影響を及ぼすおそれがあり、状況を注視しつつ、限定的な対策実施の検討が必要な事態である場合、「準危機的事態」として、危機的事態に準じた体制で対応する。

1.3 危機的事態の判断基準

- 現に発生している状況が危機的事態等に該当するかどうかの具体的な判断を行う場合には、発生した「感染症の性質」と「発生の様態」の組合せから、どの程度大会運営に影響を及ぼすおそれがあるかを考慮する。



- AからDのそれぞれの内容・状況を考慮し、どのような場合に危機的事態と考えるべきかについて、考え方の整理を行う。

【危機的事態の判断の考え方（例示）】

感染症の例・ 感染症の性質	発生の様態	危機的事態 の考え方
エボラ出血熱、 中東呼吸器症候群(MERS)など 【A 重篤性】 ①生命の危険がある 【B 感染力】 ①人—人感染 (急速に拡大) ②人—人感染	【C 発生地域】 ①選手村・競技会場を含む 地域 ②人が集中する地域 (繁華街等) 【D 発生範囲】 ①不特定多数の人々、 ②特定の属性・集団内 ③単独発生(行動歴、濃厚 接触者の有無を考慮)	東京 2020 大会運 営に支障が生じ、 競技の中止・順延 等を検討する必要 がある。 ↓ 危機的事態
腸管出血性大腸菌感染症、 デング熱、麻しん、 侵襲性髄膜炎菌感染症 など 【A 重篤性】 ①入院治療が必要 ②日常生活に支障 【B 感染力】 ①人—人感染 ②動物・昆虫媒介感染 ③食品・環境媒介感染	【C 発生地域】 ①選手村・競技会場を含む 地域 【D 発生範囲】 ①特定多数の人々 (大規模発生、感染源・ 経路等不明の場合)	発生状況等を考慮 し、東京 2020 大会 継続に向けて対応 する。

※ 危機的事態の判断基準については、今後、専門家の意見も踏まえながら、具体的に想定される状況を考慮に入れ、整理を進めていく。

2. 危機管理体制

東京 2020 大会における通常時及び危機的事態発生時の庁内関係部署、区市保健所及び関係機関間の情報集約・提供、連絡調整の方法等を明確化し、リスクに適切に対応できる体制を構築する。

2.1 感染症対策における各組織の役割

- 感染症対策に係る各組織・部署は、それぞれ所管する法令等に従い、関係機関とも連携・協力して、通常時から基本的な対策を実施する。

部 署 ・ 機 関 名		役割・基本的な対策
東 京 都	総務局	全庁的な危機管理体制
	オリンピック・パラリンピック準備局	都市オペレーションセンターの設置、東京 2020 組織委員会、庁内各局との連絡調整
	福祉保健局	
	総務部	総務局総合防災部、オリンピック・パラリンピック準備局との連絡調整
	健康安全部	感染症対策に係る総合調整、局内各部との連絡調整、食品・環境衛生等
	健康安全研究センター	感染症発生情報収集・発信、病原体検査
	医療政策部	外国人への医療提供体制整備、医療法等に関する諸調整
	保健政策部	保健所業務に関する諸調整
	都保健所	疫学調整、防疫措置、保健衛生指導等
	病院経営本部	都立病院等(感染症指定医療機関等)における対策に関する諸調整
	警視庁	感染症対策の実施に係る協力
関 係 機 関	東京消防庁	一類感染症等の患者発生時における患者の移送業務に係る協力
	特別区・保健所設置市	疫学調整、防疫措置、保健衛生指導等
	東京 2020 組織委員会	国、都、大会関係施設等との連絡調整
	厚生労働省	各省庁、WHO 等との連絡調整
	国立感染症研究所	全国の感染症発生情報の収集・提供
	検疫所	空港等における検査、海外情報の提供等
	東京都医師会	都内医療関係者への情報提供、諸調整

※ 関係部署・機関については、今後、東京 2020 大会に向けた準備・検討を進める中で必要に応じて追加していく。

2.2 東京 2020 大会期間中に設置される組織等

- **メディカル・ファンクショナル・コーディネーション・センター(MFCC)**

東京 2020 組織委員会内における医療衛生関係業務の統括・調整を行う。

- **東京 2020 大会指定病院**

大会期間中、入院、手術が必要となる東京 2020 大会関係者を受け入れる後方病院。東京 2020 組織委員会があらかじめ指定する。

- **選手村総合診療所(ポリクリニック)**

選手村内に設置し、主に選手・役員等に医療を提供する。

2.3 通常時の体制

- 情報の集約・還元

都内の感染症の発生状況及び対策の実施状況については、都が情報を集約し、庁内関係部署及び区市保健所に還元する。

また、厚生労働省、国立感染症研究所、東京検疫所及び東京都医師会等の関係機関へも情報提供を行う。

- 東京 2020 大会関係施設等への情報提供

東京 2020 組織委員会及び東京 2020 大会関係施設への感染症の発生状況等の情報提供については、都市オペレーションセンターから MOC に提供する。

2.4 危機的事態発生時の対応体制

- 各部署における追加的対策等の実施

庁内関係各部署及び区市保健所は、それぞれ基本的な対策を実施しつつ、情報収集や、感染症の発生・拡大による被害拡大を踏まえた対応策を検討し、追加的な対策を実施する。

- 被害状況・対策の実施状況等の情報共有等

感染症の発生状況及び被害状況、対策の実施状況等の情報は、都市オペレーションセンターにおいて関係各局で共有する。

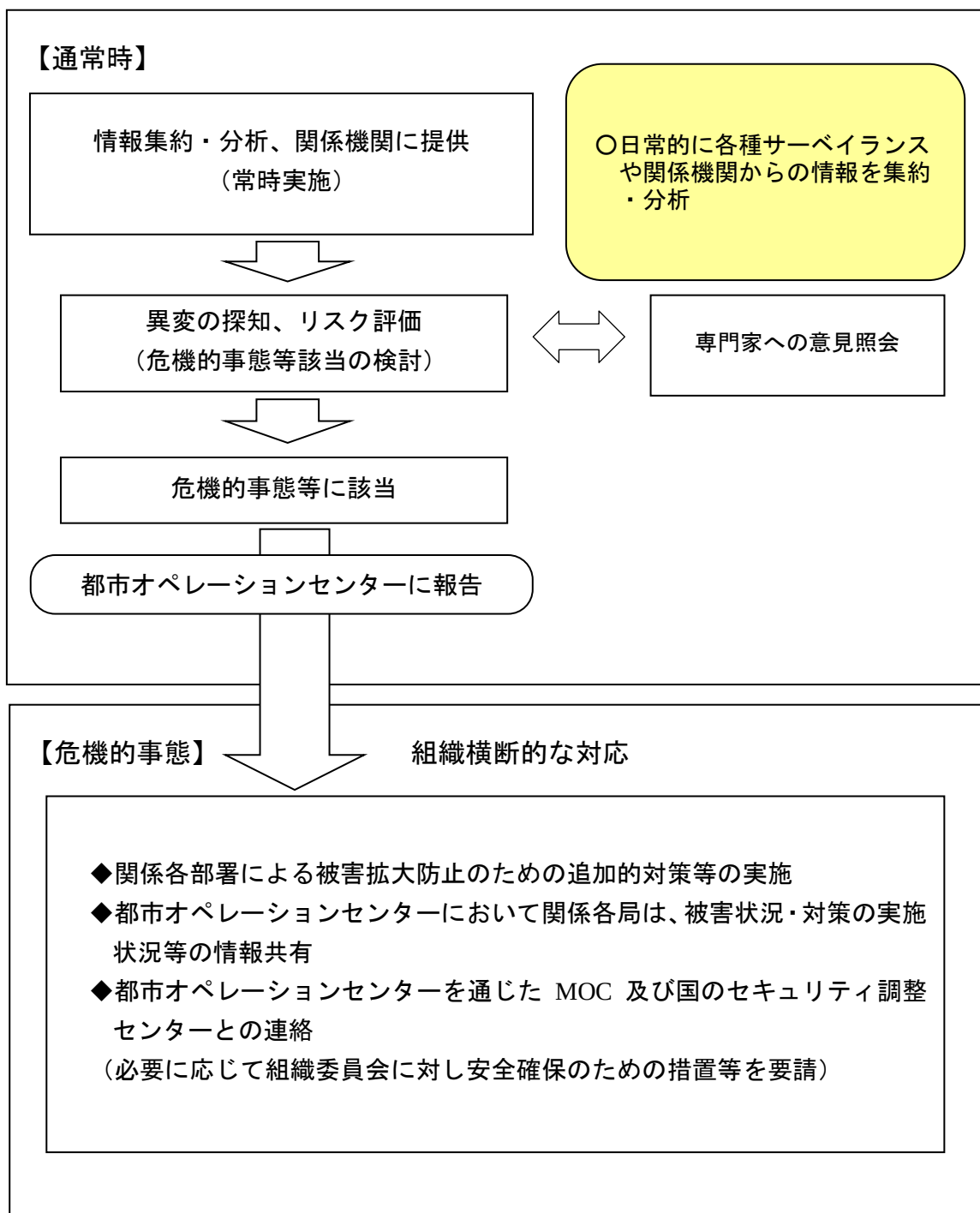
- 安全確保のための措置の要請

東京都は、危機的事態等の発生時において必要な場合には、都市オペレーションセンターから MOC を通じて東京 2020 組織委員会に対し、選手、大会関係者、観客及び地域住民等の安全確保のための中止や順延等の措置をとること等について、決定のための判断材料となる情報提供や意見具申・要請を行う。

※ 東京 2020 大会運営に関する判断等

競技の一部中止や順延等の東京 2020 大会運営に関する決定は、東京 2020 組織委員会が行う。

【通常時と危機的事態の対応の流れ】



3. 東京 2020 大会に向けた取組

3.1 東京 2020 大会開催に伴うリスク

- 大会期間中には国内外からの人や物資の往来が増え、競技会場周辺や繁華街等を中心に通常時よりも多くの人が集まることから、様々な感染症が発生・拡大するリスクが高まる。
- 以下のような感染症の発生時には、危機的事態に繋がるリスクがより高くなると考えられる。

重篤タイプ：り患した場合に重症・重篤となる感染症の発生

＜留意点＞ 早期探知、厳格なまん延防止、専門的医療による重症化防止が必要

急速拡大タイプ：感染力が強く急速に広がるおそれのある感染症の発生

＜留意点＞ 患者への指導・行動自粛要請、感染予防策の周知が必要

希少タイプ：国内発生がない又は稀で、診断・治療が難しい感染症の発生

＜留意点＞ 国内では情報が十分に浸透しておらず、最新の情報を医療機関等に周知することが必要

- 選手村、東京 2020 大会指定病院、ポリクリニック等の東京 2020 大会関係施設が設置されることも大会期間中における特殊な状況の一つであり、これらの施設における感染症対策が適切に講じられるようにすることも課題である。

3.2 課題整理の考え方

- 感染症対策における基本的な対応は、早期に発生を探知し(サーベイランス)、感染症(病原体)を特定して(病原体検査)、感染症の特徴に応じた拡大防止策を迅速に行い(疫学調査・保健指導

等)、また、感染した患者の重症化防止や早期回復を図ること(医療提供)であり、被害を限局化・限定化することを企図して体制が整えられている。

- 大会期間中においても、これらを確実に実施することが、対策の鍵となる。

＜別表1＞

感染症対策における基本的な対応

取組	概要		備考
サーベイランス	感染症発生状況の把握	感染症発生に関する情報を医療機関等から常時系統的に収集して、発生の有無、状況等を監視するとともに、情報を解析し、還元する	(例) ・感染症発生動向調査(患者・病原体サーベイランス) ・救急搬送サーベイランス 等
病原体検査	対策に必要な病原体等検査	行政による対策実施に必要となる、医療機関では困難な疾患の特定や病原体の確認等の検査を行う	(例) ・疫学調査において実施する疾患特定のための検査 等
疫学調査	原因究明や二次感染防止のための調査等	感染症患者発生時に、保健所が、対策に必要な情報(原因の推定、接触者の有無等)を患者等から得るための調査を行う	・患者やその接触者等に対する療養や二次感染防止のための「保健指導」を含む。
医療提供	感染症医療の提供	感染症患者に対して、重症化防止・早期回復や感染拡大防止を図るために、適切な医療提供を行う	(例) ・感染症指定医療機関等における医療提供 ・一般医療機関への診断に必要な情報の提供 等
その他	予防やまん延防止のための各種取組	感染症の予防やまん延防止のための上記以外の取組	(例) ・都民等への普及啓発、情報発信、相談対応 等

- 感染症対策を考える上では、東京 2020 大会開催に伴うリスクを踏まえ、大会期間中における「危機的事態の発生回避」及び「危機的事態発生時の被害拡大を防止」のための課題について、それぞれ抽出し、対応策を整理することが必要であり、別表2及び別表3のとおり課題と対応策を整理する。

【課題整理に当っての視点】

- ・リスクマネジメント

危機的事態につながる要因(＝リスク)を抽出し、その軽減、回避を図る。

- ・クライシスマネジメント

危機的事態(＝クライシス)発生時において被害の最小化を図る。

3.3 危機的事態回避のための課題と対応策（リスクマネジメント）

- 大会期間中において、感染症対策における基本的な対応体制が十分に機能しないことに繋がる要因を危機回避のための課題として抽出し、そのための対策を進めていく。

別表2 リスクマネジメント上の課題と対応策

	類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	課題	対応策	実施機関
サーベイランス	○	○	○	・ 海外及び他自治体における感染症の発生・流行状況の把握	○ 国立感染症研究所において集約を行う海外・他自治体情報を随時把握し、都感染症情報センターホームページで情報提供 ○ アジア感染症対策プロジェクトのネットワークを活用し、海外都市の感染症情報を把握 ○ 注意が必要な情報については、医療機関向けホームページで診断のための参考情報として掲示	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○	○	○	・ 訪日外国人及び海外渡航者の感染症患者発生の確実な把握	○ 感染症が疑われる外国人の医療機関受診のための多言語対応ガイドブックを観光情報センター、宿泊施設等に配布 ○ 海外渡航者向け感染症予防ガイドブックを配布し、帰国後の体調不良時の注意事項・早期受診の重要性を周知 ○ 患者発生届に海外渡航歴等の記載欄を設け、診察時における渡航歴確認を徹底	福祉保健局（感染症対策課）
			○	・ 蚊媒介感染症の早期探知	○ 蚊媒介感染症の発生の早期探知のため、夏期を中心にデング熱等の媒介蚊サーベイランスを実施	福祉保健局（感染症対策課、環境保健衛生課、健安研センター）
	○	○	○	・ 大会関係施設における感染症発生の早期探知	○ 大会指定病院等において、感染症法に定める届出対象疾患及び感染症の可能性がある症候群のサーベイランスを実施	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、大会指定病院等
	○	○	○	・ サーベイランス情報の共有・公開	○ 各種サーベイランスの結果については、感染症情報センターホームページ上で公開するとともに、医療機関向けホームページで診断のための参考情報として掲示	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）

	類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	課題	対応策	実施機関
病原体 検査	○		○	・ 国内での発生が稀又は診断が困難な感染症の診断のための検査	○ 重篤性の高い感染症や早期の拡大防止対策が必要な感染症については、感染症「疑い例」について行政検査を実施 ○ 大会関係施設等において感染症が疑われる重症例が発生し、原因の特定が困難な場合、不明疾患検査を実施 ○ 検査対象疾患、実施基準、手順・手続については、保健所及び大会関係施設等に事前に周知	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、保健所、大会関係施設
		○		・ 大規模発生時における検査需要の増大への対応	○ 実施可能な規模を勘案し、サンプリング検査に切り替え、検査件数を制限	福祉保健局（健安研センター）
疫学調査	○	○	○	・ 外国人患者に対する円滑な調査の実施	○ 疫学調査等支援ツール（外国語に対応したモバイルツール）を活用し調査を実施	福祉保健局（感染症対策課）、保健所
		○		・ 複数事案同時発生時の調査体制の確保	○ 「感染症流行時における所内支援体制」を参考とし、各保健所において実施体制を確保	保健所
	○	○	○	・ 広域発生時の情報整理・共有	○ 福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）において迅速に情報を整理・分析し、各保健所及び関係機関と情報を共有	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○	○	○	・ 選手村・競技会場内での調査等	○ 選手村等において調査を実施する場合の手順・手続、事前の関係者登録等について、組織委員会との調整の上、明確化し、保健所を含めた関係者間で確認 ○ 調査結果については、個人情報に配慮しつつ、まん延防止の観点から必要な範囲内の情報を関係者間で共有	福祉保健局（感染症対策課）、M F C C、管轄保健所
	○	○		・ 外国人患者等に対する円滑な保健指導の実施	○ 疫学調査等支援ツール（外国語に対応したモバイルツール）を活用し保健指導を実施	福祉保健局（感染症対策課）、保健所

	類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	課題	対応策	実施機関
疫学調査	○	○	○	・ 多種多様な感染症への対応	○「東京都感染症マニュアル」を改定し、新たに海外で脅威となっている感染症の情報や、最新の医学的知見、法的対応等を整理して掲載 ○実地疫学調査研修等を通じて各保健所担当者に周知 ○疫学調査等支援ツールの内容にも改定内容を反映	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、保健所
	○	○	○	・ 選手・大会関係者への保健指導の実施、情報の周知	○選手・大会関係者に保健指導を実施する場合や注意事項等の周知を図る場合の手順・手続、事前の関係者登録等について、組織委員会との調整の上、明確化し、保健所を含めた関係者間で確認	福祉保健局（感染症対策課）、選手村関係部門（ポリクリニック、M F C C等）、管轄保健所
医療提供	○	○	○	・ 診断のための情報・検査体制の周知等	○海外・他自治体での感染症発生など注意が必要な情報や各種サーベイランス結果については、医療機関向けホームページで診断のための参考情報として掲示 ○感染症「疑い例」に対する行政検査の対象疾患、実施基準、手順等についても、医療機関向けホームページに掲載 ○国内で発生が稀な蚊媒介感染症の診断・治療のための医療機関向け研修会や海外派遣研修報告会等を実施	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○	○	○	・ 外国人旅行者等の円滑な受診	○感染症が疑われる外国人の医療機関受診のための多言語対応ガイドブックを観光情報センター、宿泊施設等に配布	福祉保健局（感染症対策課）
	○	○	○		○宿泊施設に対し、感染症発生時における緊急対応の方法等を分かりやすく説明したリーフレットを配布し、受診を誘導	福祉保健局（感染症対策課）
			○	・ 専門的な診断・治療が必要な場合の医療機関情報	○蚊媒介感染症について、専門医等による診断・治療が必要な場合の専門的医療機関の情報を医療機関向けホームページにおいて提供	福祉保健局（感染症対策課）

	類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	課題	対応策	実施機関
医療提供	○			・ 一類感染症等の患者の診療時・移送時における感染防御	○感染症指定医療機関や感染症診療協力医療機関、患者搬送事業者等に感染防護具を配備するとともに、定期的な訓練を実施 ○一類感染症患者（疑似症を含む）発生時の感染症指定医療機関への移送に備え、専用車両・各種アイソレーターを整備 ○新型インフルエンザ発生時に感染症診療協力医療機関等に感染防護具等の資器材を迅速に提供できるよう体制整備	福祉保健局（感染症対策課）、東京消防庁、感染症指定医療機関等
		○		・ 医療施設での組織的な感染症対応体制の構築	○医療施設内での感染症対策研修用の教材を感染症診療協力病院等に配布し、各施設にける組織的な対応体制の構築を支援	福祉保健局（感染症対策課、医療政策部）
	○			・ 一類感染症等発生時における一部の医療機関への集中回避等	○一類感染症等対応連絡協議会において、患者受入時の連絡、情報共有の方法等を整理し明確化	福祉保健局（感染症対策課）、感染症指定医療機関、保健所、東京消防庁、検疫所
		○	○	・ 大規模流行時における一般医療機関での適切な診療の確保	○厚生労働省と緊密に連絡をとり、当該感染症の診断・治療に係る医師向け情報を迅速に整理し、医療機関向けホームページにおいて情報提供	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○	○	○	・ 大会関係施設との連絡体制の確保	○組織委員会等の関係者との調整を踏まえ、大会指定病院等と緊急時に連絡を行うための体制を確保	福祉保健局（感染症対策課）、大会指定病院等、保健所、M F C C
	○			・ 大会指定病院等における一類感染症患者発生時の対応	○感染症法に基づく入院勧告・移送を実施する場合の手順・手続等について、組織委員会との調整の上、明確化し、保健所を含めた関係者間で確認	福祉保健局（感染症対策課）、大会指定病院、保健所、感染症指定医療機関、東京消防庁、M F C C
	○			・ 患者移送事案の複数同時発生時の対応	○一類感染症発生時の患者搬送専用車両を整備 ○新型インフルエンザ発生時の患者移送について、民間搬送事業者等と協定締結	福祉保健局（感染症対策課）、東京消防庁等

	類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	課題	対応策	実施機関
その 他	○	○	○	・ 感染症の発生状況・基本的な 予防策等に関する正しく分かりや すい情報の提供	○都民や旅行者が必要とする正しい情報を容易に入手できる よう、簡潔な概略説明・F A Q等を作成し、都感染症情報 センターホームページで情報提供（外国人向けに多言語での 情報提供も実施） ○注意が必要な発生状況については、適宜、警報発出等の 報道発表を行い、注意喚起を実施	福祉保健局（感染症対策課、 健安研センター）
	○	○	○	・ 感染症の発生・まん延防止の ための対策の理解促進	○蚊媒介感染症の発生防止のため、「蚊の発生防止強化月 間」において重点的な広報や講習会等を実施 ○東京都新型インフルエンザ情報サイトの啓発用動画により、 正しい手洗いの方法等を周知	福祉保健局（環境保健衛生 課、感染症対策課、健安研セン ター）
	○	○	○	・ 海外渡航者への注意喚起 （海外からの感染症の侵入防止）	○海外渡航者向け感染症予防ガイドブックを旅行代理店等 を通じて配布し、海外での感染症の予防、帰国後の体調 確認や受診等に関する注意事項を周知	福祉保健局（感染症対策課、 健安研センター）
	○	○	○	・ 宿泊施設における感染症発生時 の適切な対応の確保	○宿泊事業者を対象とし、感染症発生時に受診誘導、 保健所への相談等の円滑な実施を支援	福祉保健局（感染症対策 課）、保健所
		○		・ 職域における感染症対策の推進	○「職場で始める感染症対策プロジェクト」により、企業内研修 の実施や職場での感染症発生時の対応策の準備等を支援	福祉保健局（感染症対策課）
	○			・ 患者の遺体搬送時の安全確保	○一類感染症患者死亡時においては、感染防止資器材を整 備するとともに、関係機関・事業者との協定締結、訓練の実施 等により、万全な感染防止対策のもと遺体搬送・火葬を実施	福祉保健局（感染症対策 課）、感染症指定医療機関、 保健所等
	○	○	○	・ 組織委員会等への定期報告	○都内における感染症の発生状況（症候群のサーベイランスを 含む）についての定期報告（デイリーレポート）について、組 織委員会と調整の上、内容・頻度、報告方法を明確化 ○M F C C及び関係機関への報告方法を事前に明確化	福祉保健局（感染症対策課、 健安研センター）、オリパラ局等

3.4 危機発生時の対処に係る課題と対応策（クライシスマネジメント）

- 危機的事態においては、状況に応じて追加的な対策の実施、関係機関への要請、都民等への協力の呼びかけ等が必要となると考えられ、そのための体制整備や準備を進めていく。
- 危機的事態における対策は、組織横断的な対応が必要となるものであるため、危機発生時に速やかに体制を構築できるよう、情報共有・意思伝達の方法、判断が必要な事項の整理、東京 2020 組織委員会や国等の関係機関との連絡体制について整理する。

別表3 クライシスマネジメント上の課題と対応策

	類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	課題	対応策	実施機関
サーベイ ランス	○	○	○	・ 患者発生状況の把握	○患者発生届の速やかな提出の徹底、発生状況の迅速還元 ○医療機関向けホームページにおいて当該感染症の診断のための情報を提供	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○	○	○	・ 組織委員会等への報告	○患者発生状況を整理し、大会運営への影響の可能性を含め、M F C C（又はM O C）に適宜、情報提供	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
病原体 検査	○		○	・ 大規模発生等に備えた検査体制の確保	○蚊媒介感染症の国内感染発生や、新型インフルエンザの発生に備えた検査試薬の確保・備蓄	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○		○	・ 重篤性の高い感染症等の検査需要増大時の対応	○重篤性の高い感染症等に関する検査需要の増大により、全例対応が困難となった場合には、り患した場合に重篤となるリスクの高い対象者を優先し、限定的に検査を実施	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、保健所
		○		・ 感染力の強い感染症の検査需要増大時の対応	○感染力の強い感染症に関する検査需要の増大により、全例対応が困難となった場合には、検査可能な規模を勘案しサンプリング検査に切替え、限定的に検査を実施	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、保健所

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
疫学調査		○		・ 調査情報の迅速な集約・分析	○疫学調査の報告方法（書式等）を簡略化するなどにより、情報を効率的にまとめ、迅速に集計・分析 ○「東京都感染症対策の手引」、「疫学調査等支援ツール」にも参考書式をあらかじめ掲載	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、保健所
			○	・ 蚊媒介感染症国内発生時の推定感染地の特定	○疫学調査情報をもとに「蚊媒介感染症感染地推定システム」を活用して、媒介蚊発生の可能性の高いハイリスク地点を特定し、都感染症情報センターホームページで情報提供	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、保健所
	○			・ 発生状況等に応じた感染防護具の提供	○一類感染症等の発生に備え配備している感染防護具の状況も踏まえ、配備計画を策定し円滑に提供	福祉保健局（感染症対策課）、保健所
	○	○	○	・ 集中的発生時の調査体制確保	○「感染症流行時における所内支援体制」を参考とし、各保健所において実施体制を確保	保健所、福祉保健局（保健政策課、感染症対策課）
		○		・ 個々の患者への保健指導の徹底	○疫学調査等支援ツールの保健指導内容、当該感染症の概略説明資料等の多言語翻訳版を、医療機関向けホームページに掲載し、医療機関での患者への保健指導を依頼	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、医療機関
	○	○	○	・ 大会関係施設での保健指導（選手・大会関係者への指導）	○疫学調査等支援ツールの保健指導内容、当該感染症の概略説明資料等の多言語翻訳版により、M F C C（又はM O C）を通じ、選手・大会関係者への保健指導を依頼	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、M F C C等

	類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	課題	対応策	実施機関
医療提供	○			・ 感染症指定医療機関における患者受入状況・能力の把握	○ 感染症指定医療機関の患者受入状況等を把握する仕組みを構築し、円滑な受入調整を実施	福祉保健局（感染症対策課）、感染症指定医療機関
	○			・ 発生状況等に応じた感染防護具提供	○ 新型インフルエンザ発生時には、感染症診療協力医療機関等に感染防護具を提供	福祉保健局（感染症対策課）
その他	○	○	○	・ 感染症の発生状況・基本的な予防策等に関する正しく分かりやすい情報の提供	○ 都民や旅行者が必要とする正しい情報を容易に入手できるよう、簡潔な概略説明・FAQ等を作成し、都感染症情報センターホームページで情報提供（外国人向けに多言語での情報提供も実施） ○ 注意が必要な発生状況については、適宜、警報発出等の報道発表、ツイッター等での発信を行い、注意喚起を実施	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）
	○	○	○	・ 大会関係施設への情報提供等（選手・大会関係者への周知等）	○ 当該感染症の概略説明資料、疫学調査等支援ツールの保健指導内容等の多言語翻訳版を、MFCC（又はMOC）に提供し、選手・大会関係者への周知を依頼	福祉保健局（感染症対策課、健安研センター）、MFCC等
			○	・ 蚊媒介感染症の国内感染発生時の対策支援	○ 国内感染発生時において、薬剤備蓄や蚊の駆除に関する協定締結団体と連携して、区市町村や施設管理者が実施する対策を支援	福祉保健局（環境保健衛生課）、区市町村
	○			・ 一類感染症患者の死亡例が多数となった場合の対応	○ 関係機関・事業者と協力し、万全な感染防止対策を図りつつ、可能な限り速やかな遺体搬送・火葬を実施するとともに、周辺自治体への協力要請等を検討	福祉保健局（感染症対策課）、感染症指定医療機関、保健所等
	○	○	○	・ 必要時における組織横断的危機管理体制への速やかな移行	○ 危機的事態発生の判断基準、手続、手順等を明確化し、関係者において共有	福祉保健局、総務局、オリパラ局

※（参考）感染症法による疾患類型

類型	感染症名等	性格	主な対応・措置
一類	エボラ出血熱、南米出血熱、マールブルグ熱、ラッサ熱等	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	原則入院
二類	重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)等	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	状況に応じて入院
三類	細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス等	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症	特定職種への就業制限
四類	ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱等	ヒトからヒトへの感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染する。	
五類	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、風しん、麻しん等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって発生・拡大を防止すべき感染症	感染症発生状況の収集・分析とその結果の公開、提供
指定感染症	政令で一年以内の期間に限りで指定された感染症 (※現在は該当なし)	既知の感染症のうち上記一～三類及び新型インフルエンザ等感染症に分類されない感染症において、一～三類に準じた対応の必要が生じた感染症	一～三類感染症に準じた入院対応を実施
新感染症	(当初：所見不明) 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導、助言を得て個別に応急対応する感染症 (要件指定後：所見特定) 政令で症状などの要件を指定した後に、一類感染症と同様の扱いをする感染症 (※現在は該当なし)	ヒトからヒトに伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及びり患した場合の重篤性から判断した危険性が極めて高い感染症	(当初) 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て個別の応急対応 (政令指定後) 政令で症状等の要件指定後、一類感染症に準じた対応
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	全国的大規模かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症	状況に応じて入院

